

平成 20 年度

三重県公益法人等年次報告

平成 20 年 9 月

三 重 県

## 「三重県公益法人等年次報告」について

平成 20 年度三重県公益法人等年次報告は、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号。以下「条例」といいます。）第 51 条、県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県規則第 57 号。以下「規則」といいます。）第 36 条並びに教育委員会関係県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例施行規則（平成 14 年三重県教育委員会規則第 21 号。以下「教育委員会規則」といいます。）第 36 条に基づき取りまとめ、三重県公益法人等審議会の意見を聴いたうえで公表するものです。

条例第 51 条 知事等は、公益法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年 1 回、年次報告として取りまとめ、審議会の意見を聴いたうえで、これを公表しなければならない。

規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 知事が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 知事が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他知事が必要と認める事項

教育委員会規則第 36 条 条例第 51 条の年次報告は、次に掲げる事項について取りまとめるものとする。

- 1 公益法人及び公益信託の現況及びその制度の概要
- 2 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託の現況
- 3 教育委員会が所管する公益法人及び公益信託に対する指導内容等
- 4 その他教育委員会が必要と認める事項

平成 20 年 9 月 17 日  
三重県知事 野呂 昭彦

## 目 次

第1章 現行の公益法人制度の概要	1
第1節 公益法人の定義	1
1 公益法人の定義	1
2 社団法人と財団法人	1
3 広義の公益法人等	1
第2節 公益法人に関する法制度	1
1 公益法人制度の法的根拠	1
2 三重県における条例等の整備	2
第3節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組	2
1 主務官庁制	2
2 都道府県知事等による事務の処理等	2
3 公益法人の所管官庁	2
4 三重県における指導監督等を行うための仕組み	3
第2章 公益法人に関する最近の施策	4
第1節 公益法人改革	4
1 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革	4
2 公益法人制度の抜本的改革	4
3 三重県の取組	8
第2節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理	9
第3節 新たな公益法人会計基準の導入について	10
1 定義	10
2 会計基準見直しの経緯	10
第4節 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等	11
第3章 三重県における公益法人の現況	13
第1節 基礎的事項	13
1 公益法人数	13
2 所管部局別法人数	14
3 性格別法人数	15
4 設立年代別法人数	16
5 設立目的別法人数	17
6 事業種類別法人数	18
7 社員規模別法人数	19
8 基本財産規模別法人数	20
9 賛助会員等規模別法人数	21
第2節 個別的事項	22
1 職員規模別法人数	22
2 役員規模別法人数	23
3 役員の年間報酬額	26

4 国、県からの補助金等交付法人数	26
第4章 三重県における公益法人の指導状況	28
第1節 総括的事項	28
1 設立指導及び解散指導	28
2 立入検査実施状況	29
第2節 個別的事項	31
1 事業の実施状況	31
2 書類の備付け状況	32
3 ホームページの開設状況	32
4 会議の運営状況	33
第3節 改善指示の状況	33
第5章 三重県における公益信託の現況	35
第1節 公益信託制度の概要	35
1 公益信託の定義	35
2 公益信託の特色	35
3 公益信託の仕組み	35
4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準	36
5 公益信託の税制	36
第2節 公益信託の現況	36
1 公益信託の数及び信託財産	36
2 信託目的別信託数	36
3 受益行為の状況	36

[参考資料]

- 公益法人・公益信託一覧表 (H20. 7. 31 現在)
- 民による公益の増進を目指して (内閣府作成パンフレット)

# 第1章 現行の公益法人制度の概要

## 第1節 公益法人の定義

### 1 公益法人の定義

公益法人とは、民法（明治29年法律第89号）第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人のことであり、その設立には、①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることが必要です。

### 2 社団法人と財団法人

社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動する団体です。

財団法人は、一定の目的の下に拠出され、結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営される団体です。

### 3 広義の公益法人等

社団法人及び財団法人に加え、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人を含めて、広義の公益法人ということがあります。その例としては、学校法人（私立学校法）、社会福祉法人（社会福祉法）、宗教法人（宗教法人法）、医療法人（医療法）、更生保護法人（更生保護事業法）、NPO法人（特定非営利活動促進法）等があります。これらの法人の設立に当たっては認可主義あるいは認証主義が採られており、民法に基づく公益法人の設立は許可主義が採られていることに比べて、主務官庁の裁量の幅が狭まっています。

公益も営利も目的としない中間的な団体については、法人格の取得を可能とするための一般的な法制度として中間法人法が平成14年4月に施行されました。また、特別法の規定に基づく中間的な団体としては、例えば、労働組合（労働組合法）、信用金庫（信用金庫法）、協同組合（各種の協同組合法）、共済組合（各種の共済組合法）等があります。

## 第2節 公益法人に関する法制度

### 1 公益法人制度の法的根拠

公益法人は、民法第34条に基づき設立されるものであり、民法第1編第2

章〔法人〕においては、公益法人の設立、公益法人の組織、定款の変更、公益法人の登記、公益法人の能力、公益法人の解散等の事項に関する規定が置かれています。

## 2 三重県における条例等の整備

三重県においては、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属する公益法人及び公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現するために、「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例（平成 14 年三重県条例第 42 号）」（以下「条例」といいます。）が制定されています。

また、三重県公安委員会の所管に属する公益法人については、民法や条例の他に、「三重県公安委員会の所管に属する公益法人の設立、監督等に関する規則（平成 14 年三重県公安委員会規則第 8 号）」が制定されています。

## 第 3 節 公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組

### 1 主務官庁制

民法の規定により、公益法人の設立許可及び指導監督に関する権限は、主務官庁に与えられています。主務官庁とは、公益法人の目的・事業に関連する事務を所掌している内閣府及び 11 省の中央官庁を指し、その目的・事業が複数の中央官庁の所掌に関連する場合には、それらの中央官庁が共管として主務官庁になります。

### 2 都道府県知事等による事務の処理等

主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、国に所属する行政庁に委任したり、都道府県の知事その他の執行機関が当該権限に属する事務を処理することができる旨民法に規定されています。この規定に基づき制定された「公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成 4 年政令第 161 号）」により、都道府県知事等による事務処理及び地方支分部局の長への委任が定められています。

### 3 公益法人の所管官庁

公益法人の設立許可、指導監督等に係る事務を実際に担当している行政庁を、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」といいます。）等において、「所管官庁」と称しています。

統一的な指導監督等の基準としては、「指導監督基準」、「公益法人の設立許

可及び指導監督基準の運用指針」(以下「運用指針」といいます。)等があり、これらの基準等に沿った指導監督等が行われています。

#### 4 三重県における指導監督等を行うための仕組み

三重県においては、知事が所管官庁の場合は公益法人の目的とする事業を所管する知事部局各室が所管室となり、教育委員会が所管官庁の場合は教育委員会事務局教育総務室が所管室となります。また、公安委員会が所管官庁の場合は警察本部各課が所管課となります。

三重県における公益法人の指導監督体制は、知事部局においては公益法人を所管する各室が直接、指導監督を行っています。また、各部局に当該部局内の公益法人業務の総括及び検査を担当する室が置かれています(検査については、各担当室が実施している部局もあります)。総務部法務・文書室は、各部局に対して総合調整を行っています。

教育委員会においては、教育委員会事務局教育総務室が教育委員会関係の公益法人を直接、指導監督を行うとともに、検査を実施しています。

なお、出資法人等、県と密接に関連する公益法人については、当該事業に関連する室と合同で検査を実施しています。

公安委員会においては、公益法人を所管する各課が直接、指導監督及び検査を行い、警察本部警務部警務課が総合調整を行っています。

今後は、平成18年6月2日に公益法人制度改革関連3法が公布されたことにより、新規の公益社団(財団)法人の認定や現行の公益法人の公益社団(財団)法人等への移行等にかかる指導監督体制を整備していく必要があります。

## 第2章 公益法人に関する最近の施策

### 第1節 公益法人改革

#### 1 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

公益法人に対する行政の関与の在り方については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」において、官民の役割分担、規制改革及び財政負担の縮減・合理化の観点から、①国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業、②国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等について厳しい見直しを行うこととされました。これを受け、政府部内で必要な検討・調整がされた結果、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（以下「実施計画」といいます。）が閣議決定されました。同実施計画は、集中改革期間に位置付けられる平成17年度末までの間に取り組むべき内容が示されたものであり、各府省においては、同実施計画に基づく改革が実行されました。

#### 2 公益法人制度の抜本的改革

##### (1) 公益法人制度の抜本的改革について

民間非営利部門の活動の促進は、21世紀の我が国の社会を活力に満ちた社会として維持していく上で極めて重要です。この民間非営利部門の活動を担う代表的主体として、公益法人は、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきていますが、一方で、主務官庁の許可主義による我が国の公益法人制度は、明治29年の民法制定以来、100余年にわたり抜本的な見直しが行われておらず、様々な批判及び指摘を受けるに至っています。

このため、政府においては、平成14年3月29日に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定し、公益法人制度について、関連制度を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされました。

上記閣議決定を受けて、内閣官房は、関係府省及び民間有識者の協力の下、改革の基本的枠組み等についての検討に着手しました。そして、平成14年8月2日に「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」を公表し、さらに、同年11月から、有識者からなる「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を行政改革担当大臣の下に開催し、意見の聴取が行われました。また、与党においても、公益法人制度の抜本的改革に向けた意見集約が図られ、平成15年5月30日、政府に対する申入れが行われました。

このような検討過程を経て、政府は、平成15年6月27日に、公益法人制度の抜本的改革の基本的枠組みやスケジュール等を明らかにした「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）が閣議決定



されました。

## (2) 改革の具体化に向けた検討

基本方針においては、①公益性の有無にかかわらず準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、②公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら、公益性の客観的で明確な判断基準の法定化や独立した判断主体の在り方等を含め検討すること等の改革の基本的な方針が示されるとともに、「有識者の協力を得つつ、関係府省との連携の下、内閣官房において上記の新たな非営利法人制度の検討を進め、平成 16 年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、平成 17 年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指す」こととされてきました。

これを受け、改革の具体化に向けた検討を進めていくに当たり、関係府省の緊密な連携を図るため、平成 15 年 8 月 1 日、内閣官房、総務省、法務省及び財務省の局長クラスを構成メンバーとする「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」が設置されました。

また、政府における検討の参考に資するため、平成 15 年 11 月から、行政改革担当大臣の下に、有識者からなる「公益法人制度改革に関する有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）が開催されました。有識者会議の下には「非営利法人ワーキンググループ」が設けられ、公益性の有無にかかわらない新たな非営利法人制度についての専門的な検討が進められました。

有識者会議では、改革の意義、新たな非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みの在り方等について幅広い議論が行われ、平成 16 年 3 月 31 日に「議論の中間整理」が公表されました。その後、一般から寄せられた意見や法人関係者からのヒアリングも参考にしつつ、新制度への移行の在り方等の課題について具体的な検討が進められ、同年 11 月 19 日に「報告書」が取りまとめられ、公表されました。

このような検討過程を経て、政府において、平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、その中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化されました。

平成 17 年には、この「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき制度上の枠組みの設計が行われ、「公益法人制度改革関連 3 法案」が平成 18 年 3 月 10 日に国会に提出され、同年 5 月 26 日に可決・成立し、同年 6 月 2 日に公布されました。

新制度は、平成 20 年 12 月 1 日（公益認定等委員会の設置については平成 19 年 4 月 1 日）から施行することとされており、施行に向けた準備が進められています。

### (3) 新たな公益法人制度改革の内容

「官から民へ」の流れの中で民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、公益法人の設立許可を主務官庁が自由裁量により行う制度を改め、登記のみで法人を認定する制度及び公益性を認定する制度を創設しました。

#### ○ 公益法人制度改革3法の概要

##### ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により法人格を簡便に取得することができる制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理について定めました。

##### ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益性法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法で定める制度を改め、一般社団法人又は一般財団法人の申請に対して、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設しました。

##### ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

上記①及び②の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規程を整備しました。

### (4) これまでの経緯

平成 12（2000）年

12月 「行政改革大綱」閣議決定

→ 公益法人に対する行政の関与の在り方について改革を行う閣議決定がされました。

平成 13（2001）年

4月 「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」公表

→ この中で公益法人制度の抜本的改革の必要性が言及されました。

7月 「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」、「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」公表

→ 公益法人制度についての問題点が整理されました。

平成 14（2002）年

3月 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」閣議決定

→ 本計画を各府省は責任をもって実施し、内閣官房は実施につき検討を要する事項を調整し、総務省は実施状況を調査して白書で公表することが決定されました。

「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」閣議決定

→ 政府として公益法人制度について関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め、抜本的かつ体系的な見直しを行うことが決定されました。

8月 「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」公表

→ 有識者からのヒアリング等を踏まえて改革の論点が整理され、これを叩き台に広く意見が求められました。

11月 公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会開催

→ 改革の内容につきさらに検討がされました。

平成 15（2003）年

6月 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」閣議決定

→ 一般的な非営利法人制度として、今の財団・社団の公益法人制度に代えて、登記だけで設立できる新しい非営利法人の制度を創設し、公益性がある法人は税制上の優遇措置が受けられる方向が出されました。

11月 公益法人制度改革に関する有識者会議、非営利法人WG開催

→ 当面の論点について幅広い議論がなされました。

平成 16（2004）年

3月 公益法人制度改革に関する有識者会議による「議論の中間整理」公表

11月 公益法人制度改革に関する有識者会議による「報告書」公表

→ 改革の意義、一般的な非営利法人制度、公益性を取り扱う仕組みの在り方、現行公益法人の新制度への移行の在り方について報告されました。

12月 「今後の行政改革の方針」閣議決定

→ 「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化され、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度の創設、自律的な運営を確保するための所要の機関の設置、法人の財政状況の一般的な開示制度の創設、民間有識者からなる委員会の意見に基づき事業等の公益性を判断すること等が示されました。

平成 17（2005）年

12月 「行政改革の重要方針」閣議決定

→ 「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき制度上の枠組みを設計し、法案を 18 年度通常国会に提出するとともに、その具体的内容を踏まえ、新制度の施行までに、対応する税制上の措置を講ずることとされました。

## 平成 18 (2006) 年

### 3 月 公益法人制度改革関連 3 法案の国会提出

\* 公益法人制度改革関連 3 法案とは、次の 3 法案をいいます。

- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案
- ◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案
- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

### 5 月 26 日 公益法人制度改革関連 3 法案可決・成立 (6 月 2 日公布)

→ 新制度は、公布の日から 2 年 6 か月以内の政令で定める日 (公益認定等委員会の設置については、公布の日から 1 年 6 か月以内の政令で定める日) から施行することとされています。また、施行日から 5 年間は「移行期間」とされ、現行の公益法人は、この期間内に必要な手続を行い、新たな制度に移行することとなります。

## 平成 19 (2007) 年

### 4 月 1 日 内閣府に公益認定等委員会を設置

### 9 月 7 日 政令及び内閣府令の制定

- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令
- ◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令
- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令
- ◇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
- ◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則

## 平成 20 (2008) 年

### 4 月 11 日 「公益認定等ガイドライン」の決定

- ◇公益認定等に関する審査基準等について
- ◇公益認定等に関する運用について (公益認定等ガイドライン)
- ◇公益目的事業のチェックポイントについて

### 4 月 30 日 公益法人制度改革に対応する関連法案の可決・成立 (同日公布)

- ◇所得税法等の一部を改正する法律
- ◇地方税法等の一部を改正する法律

## 3 三重県の取組

### (1) 「県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例」の制定

県出資法人その他の外郭団体の多くが民法に基づく公益法人であり、これらの公益法人に対しては、毎年多額の補助金等が県から交付されています。また、公益法人一般の問題としては、この数年来、休眠法人などが大きな問題となっています。さらには、公益法人等の監督等の事務は地方分権一括法により、平成 12 年 4 月からは自治事務となり、条例制定の可能性が拡大されました。このことから、公益法人の設立に係る許可手続等、さらに近時、公益事業の実施方法として注目されている公益信託についての手続を定め、これらの制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的として、条例が制定されました。

平成 20 年 3 月には、公益法人制度改革関連 3 法等を踏まえた条例に改正され、一部規定を除き同年 12 月 1 日から施行されることとなりました。

## (2) 外郭団体改革

外郭団体（県出資率 25%以上の公益法人、株式会社などの団体及び県が筆頭出資者である公益法人など）の改革は、県議会行政改革調査特別委員会の審議を経ながら、外郭団体改革 2001 基本方針（平成 13 年 3 月）、三重県外郭団体改革方針（平成 15 年 1 月）などを策定し、団体の統廃合をはじめ、事業の縮小、県関与の見直し、情報公開制度の導入などを進めてきました。平成 18 年 3 月に策定された「みえ経営改善プラン」（平成 19 年 7 月に改定計画を策定）においても、外郭団体について、引き続きこれまでの考え方による見直しを進めることとしています。

また、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」が平成 14 年 10 月から施行され、県出資率 25%以上の公益法人等は、自らその目的、事業、経営計画及び経営状況の評価を行うとともに、知事等は、評価結果について審査及び評価をし、議会への報告及び県ホームページでの公表を実施しています。

## 第 2 節 休眠法人、所管不明法人の整理に関する処理

正当な理由なく長期間にわたって事業を行っていない休眠法人、登記はあるが所管官庁が不明である所管不明法人は、買収等により役員に就任した者による目的外事業の実施や、税法上の優遇措置を利用した収益事業の実施など、公益法人制度の悪用を招くおそれがあります。

その対策として、休眠法人については、昭和 54 年に民法の一部改正が行われたほか、昭和 60 年には「休眠法人の整理に関する統一基準」等が策定され、現在、各所管官庁では、この基準等に沿って所管の休眠法人の整理に努めています。

一方、所管不明法人については、平成 7 年度に、所管不明公益法人調査が実施された結果、全国で約 1,860 の所管不明法人が存在し、うち都道府県知事所管では約 470 法人の所管不明法人が存在することが明らかとなりました。これらについては、旧総理府から各省庁又は都道府県に割振りを実施し、割り振ら

れた各官庁で処理が進められています。

平成 14 年 3 月、総務省から、各所管官庁に対し、原則として、平成 14 年内にすべての所管不明法人の処理を終了することを目標として、未処理法人について、処理作業を進めるための手順と目標期限を示した処理の促進についての通知が出されました。

三重県においては、22 法人が所管不明法人として存在していましたが、平成 18 年度までに、すべて処理しました。

### 第 3 節 新たな公益法人会計基準の導入について

#### 1 定義

公益法人会計基準は、民法法人の会計について、そのよるべき一般的、標準的な基準を示したもので、主務官庁は、この会計基準をすべての公益法人に適用するよう指導することを要請していますが、特別な公益法人や特別な事業については部分的に適用除外を認めています。

昭和 52 年 3 月公益法人監督事務連絡協議会の申合せにより設定され、昭和 53 年 4 月から実施されましたが、昭和 60 年 9 月公益法人指導監督連絡会議によって改正が行われ、昭和 62 年 4 月から新しい基準が実施されています。

さらに、平成 16 年 10 月 14 日の「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ」により、新たな会計基準（以下「新会計基準」という。）を平成 18 年 4 月 1 日から開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとされました。

#### 2 会計基準見直しの経緯

公益法人会計基準については、前回改正から 20 年が経過し、この間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境は大きく変化しています。また、企業会計、公会計及び非営利会計の分野においても会計基準の新設・改廃等が行われてきているところです。

こうした状況にかんがみ、平成 12 年 4 月から旧総理府（平成 13 年 1 月の省庁再編後は総務省）において、有識者からなる「公益法人会計基準検討会」を開催して、現行基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討が行われました。また、平成 12 年 12 月に閣議決定された「行政改革大綱」においても、公益法人会計基準の改善策の検討を行うこととされました。同検討会は、平成 13 年 12 月に、それまでの検討結果について「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間報告）」として公表し、国民からの意見募集を行いました。

これらを踏まえて、平成 14 年 3 月、公益法人会計基準の理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図るため、公益法人等の指導監督等に関する関係

閣僚会議幹事会の下に、有識者で構成する「公益法人会計基準検討会」が開催され、平成 15 年 3 月、「公益法人会計基準（案）」を中心とする「公益法人会計基準検討会報告書」が取りまとめられ、公表されました。

この会計基準（案）については、平成 15 年 6 月から総務省において有識者で構成する「公益法人会計基準案研究委員会」が開催され、適用の在り方や適用時期等について、公益法人制度の抜本的改革の動向等を踏まえつつ検討を行い、平成 16 年 10 月 14 日には、現行の公益法人会計基準の改正等について関係省庁において「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ」が行われ、「新会計基準」が定められました。

「新会計基準」のポイントは以下のとおりです。

- ① 広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入し、公益法人の財務情報のディスクロージャーを充実させるとともに、事業の効率性も分かりやすく表示
- ② 寄付者、会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、公益法人の受託責任を明確化
- ③ 公益法人の自律的な運営を尊重するとともに、外部報告目的の財務諸表を簡素化

また、同申合せにおいて、新会計基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされました。

その後、公益法人制度改革関連 3 法の成立を受け、内閣官房行政改革推進本部事務局に「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」が設けられ、平成 19 年 3 月に公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、公益認定制度に対応した表示方法を反映した基準に修正することが適当である旨の検討結果が取りまとめられ、平成 16 年新会計基準を土台とした改正基準とその運用指針が平成 20 年 4 月に設定されました。

改正のポイントは以下のとおりです。

- ① 会計基準及び注解の部分を本会計基準とし、別表及び様式の部分を運用指針としての取扱い
- ② 財務諸表の定義の変更
- ③ 附属明細書及び基金の規定化
- ④ 法人全体の財務諸表を基本とし、会計区分ごとの情報は、その一部として貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表にて整理

改正基準は、平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度から実施するものとされました。

現在は、改正基準への円滑な移行に向け、内閣府は、都道府県や公益法人を対象とした研修等を通じ、周知を図っているところです。

#### 第 4 節 公益法人の指導監督及びディスクロージャーの充実等

一部の公益法人の不祥事により、公益法人の運営の在り方やその指導監督の

在り方等が厳しく問われている現状を踏まえ、政府は、公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、平成 13 年 2 月 9 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、①各府省に公益法人指導監督官を置くなど指導監督の責任体制を確立する、②立入検査について少なくとも 3 年に 1 回実施するなどの充実を図る、③一定規模以上の公益法人に対する外部監査の要請等について所要の措置を講ずる等を内容とする「公益法人の指導監督体制の充実等について」の申合せを行いました。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、平成 13 年 8 月 28 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の申合せを行いました。現在、各府省は、本申合せに基づき、所管公益法人の一覧表をホームページ上に公開しており、さらに総務省においては、全国の公益法人の名称、住所等の基礎的な情報が検索可能な「公益法人データベース」を同省のホームページ上に公開しています。

各都道府県に対しても、上記二つの申合せと同様の措置を講ずるよう要請されています。三重県での指導監督の責任体制は、第 1 章第 3 節「公益法人に対する指導監督等に関する制度及び取組」で述べたとおりです。また、立入検査については、条例第 49 条第 4 項で 2 年に 1 回以上の割合で実施するよう努めることとされ、立入検査の指導内容等については年次報告により公表しています。さらに、所管公益法人の一覧表を三重県のホームページ上に公開しています。



### 第3章 三重県における公益法人の現況

第3章「三重県における公益法人の現況」の基礎となった数値は、平成19年度公益法人等概況調査（調査時点平成19年10月1日）によっています。

公益法人等概況調査とは、公益法人等の実態を把握するために総務省（大臣官房管理室）が各省庁に対して、昭和61年から実施しているものです。

なお、公益法人等概況調査においては、共管法人は所管部局それぞれで計上することとなっているため、実数とは一致しません。

第3章における（ ）内の数値は、前年値です。

#### 第1節 基礎的事項

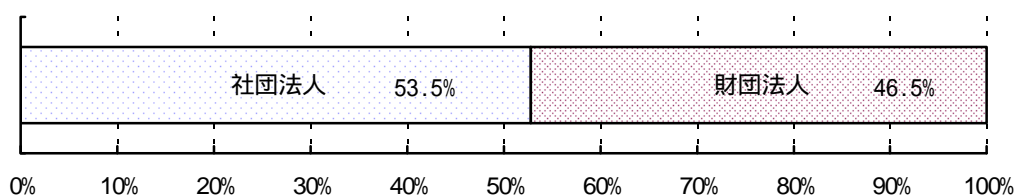
##### 1 公益法人数

図1は本県における公益法人の割合を、表1は過去5年間の公益法人数の推移を示したものです。

本県における公益法人数は、平成17年度には増加したものの、概ね減少傾向にあり、平成19年10月1日現在の公益法人は288（289）法人です。このうち社団法人数が154（151）法人、財団法人数が134（138）法人です。

なお、知事部局と教育委員会との共管は3（3）法人です。共管法人を除いた実数は285（286）法人で、社団法人が154（151）法人、財団法人数が131（135）法人です。

（図1）公益法人の割合



（表1）過去5年間の公益法人数の推移

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
法人数	293	289	291	289	288

公益法人の目的（事業）の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることとなります。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなります。

## 2 所管部局別法人数

表2は、本県における公益法人数を所管部局別に示したものです。知事部局の所管は200法人、教育委員会の所管は79法人、公安委員会の所管は9法人です。

(表2) 所管部局別法人数

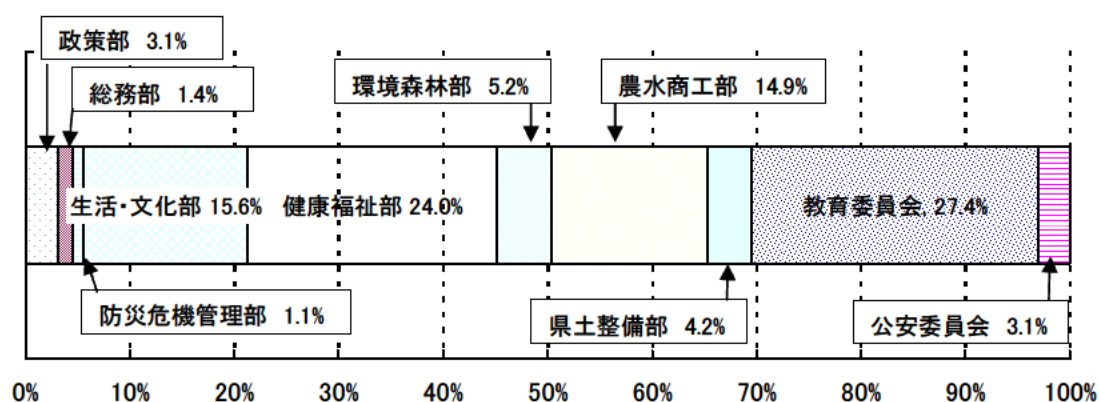
〔総計〕

	社団法人	財団法人	計
知事部局所管	123 (120)	77 (80)	200 (200)
教育委員会所管	25 (25)	54 (55)	79 (80)
公安委員会所管	6 (6)	3 (3)	9 (9)
合計	154 (151)	134 (138)	288 (289)

〔知事部局別〕

	社団法人	財団法人	計
政策部	2 (2)	7 (8)	9 (10)
総務部	1 (1)	3 (3)	4 (4)
防災危機管理部	2 (2)	1 (1)	3 (3)
生活・文化部	26 (24)	19 (19)	45 (43)
健康福祉部	45 (44)	24 (25)	69 (69)
環境森林部	8 (8)	7 (8)	15 (16)
農水商工部	30 (30)	13 (13)	43 (43)
県土整備部	9 (9)	3 (3)	12 (12)
合計	123 (120)	77 (80)	200 (200)

(図2) 所管部局別割合



### 3 性格別法人数

表3は、現在の公益性に関する基準から、各所管部局が所管法人を 本来の公益法人（その目的（事業）に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格をもっている法人） 互助・共済団体等（その目的（事業）が、公益（不特定多数の者の利益を図る）というよりは、共益（構成員相互の利益を図っている）と考えられる法人 営利法人等転換候補（その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている法人） その他に分類したものです。

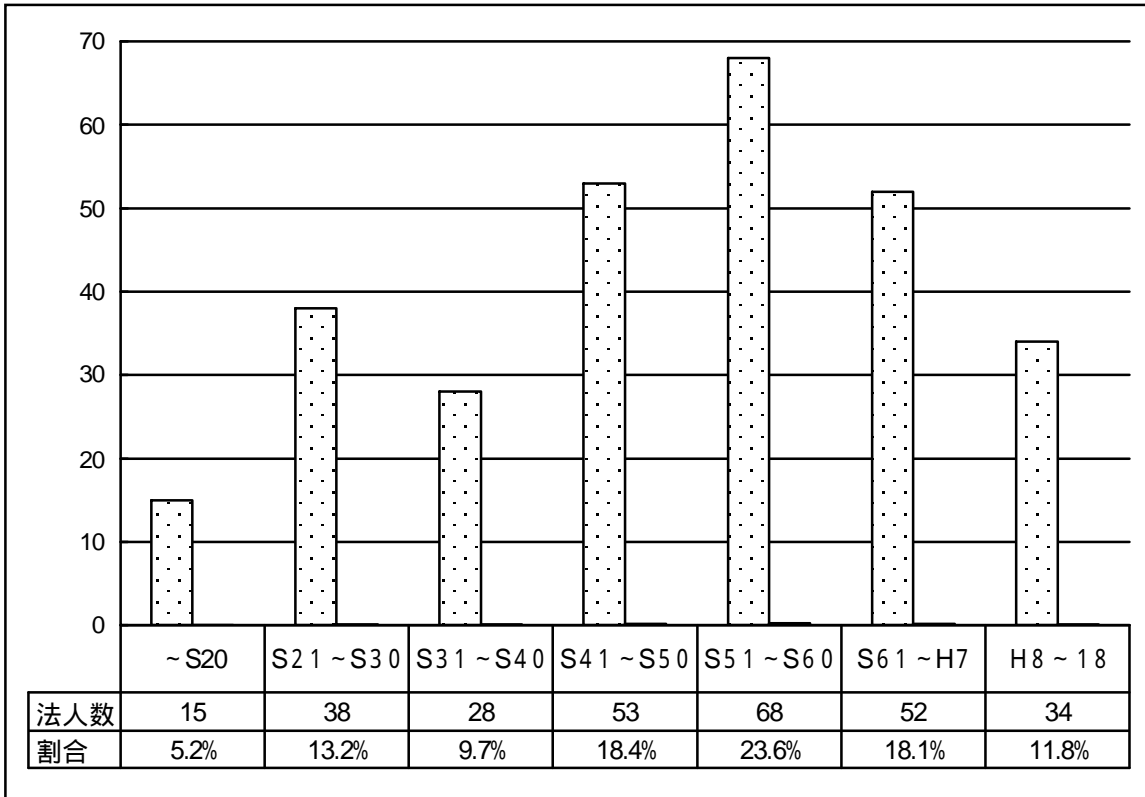
（表3）性格別法人数

	本来の 公益法人	互助・共済 団体等	営利転換候補	その他	計
社団法人	127 ( 124 )	27 ( 27 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	154 ( 151 )
財団法人	118 ( 122 )	16 ( 16 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	134 ( 138 )
合計	245 ( 246 )	43 ( 43 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	288 ( 289 )

#### 4 設立年代別法人数

図4は、本県における設立年代別の法人数を示しています。現在活動している法人の約7割が昭和41年以降の設立となっています。

(図4) 設立年代別法人数



平成19年10月1日現在において活動中である法人を、設立を許可された年代別に集計したもので、解散法人等は含まれないため、各年に設立を許可された法人数とは異なります。

## 5 設立目的別法人数

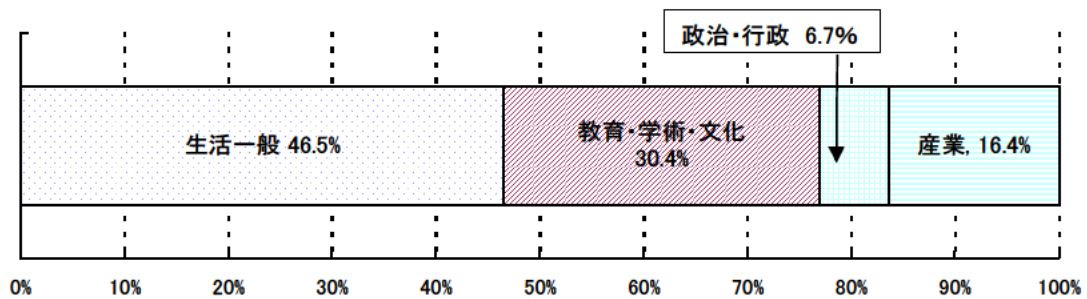
表5は、本県における主たる設立目的別の公益法人数を示したものです。図5のとおり、家庭生活、保健・衛生・医療、職業・労働等の「生活一般」が46.5（46.0）%を占め、教育、育英・奨学、学術・研究、文化・芸術等の「教育・学術・文化」が30.4（30.0）%を占めています。

（表5）設立目的別公益法人数

	生活一般	教育・学術・文化	政治・行政	産業	延べ数
法人数	179（178）	117（118）	26（27）	63（64）	385（387）

※ 公益法人概況調査では、設立目的を2種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

（図5）設立目的別割合



## 6 事業種類別法人数

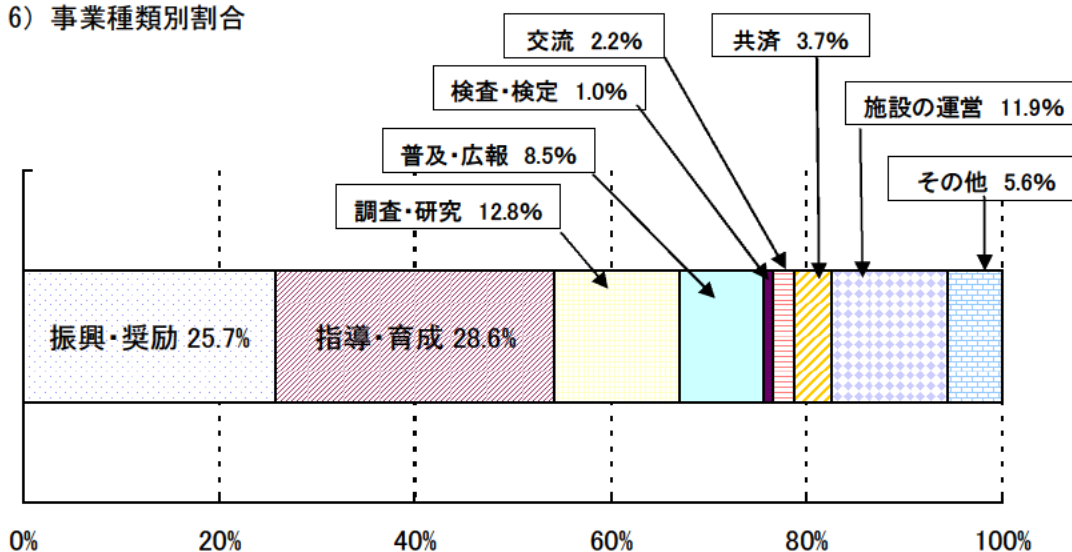
表6及び図6は、設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものです。振興、助成・給付、貸与、表彰等の「振興・奨励」と教育・訓練、相談、研修会・講習会等の「指導・育成」で54.3(54.3)%を占めています。

(表6) 事業種類別法人数

	振興・奨励	指導・育成	調査・研究	普及・広報	検査・検定	交流	共済	施設の運営	その他	延べ数
法人数	160 (162)	178 (179)	80 (84)	53 (53)	6 (5)	14 (14)	23 (23)	74 (74)	35 (34)	623 (628)

※ 公益法人概況調査では、事業内容を4種類以内で記入することとしているため、公益法人数とは合致しません。

(図6) 事業種類別割合



## 7 社員規模別法人数

表7は、本県における社団法人の民法上の社員を、個人社員と法人社員に分けて、規模別の法人数を示したものです。

社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体を問いません。）のことで、通常、会費等を支払って総会等の法人運営に参加しています。

本県における社団法人の社員合計数は 92,062 (93,048) 人（団体）で、社員平均数は 598 (616) 人（団体）となっています。

表7及び図7によると社員のうち個人社員では、1～99人の小規模法人が61法人と約4割を占めています。一方、社員のうち団体社員では、約6割を占める社員数0の法人を除くと、1～99団体の50法人が最も多くなっています。

(表7) 社員のうち個人社員及び団体社員の規模別法人数

(社員のうち個人社員数) 総数 85,679 人

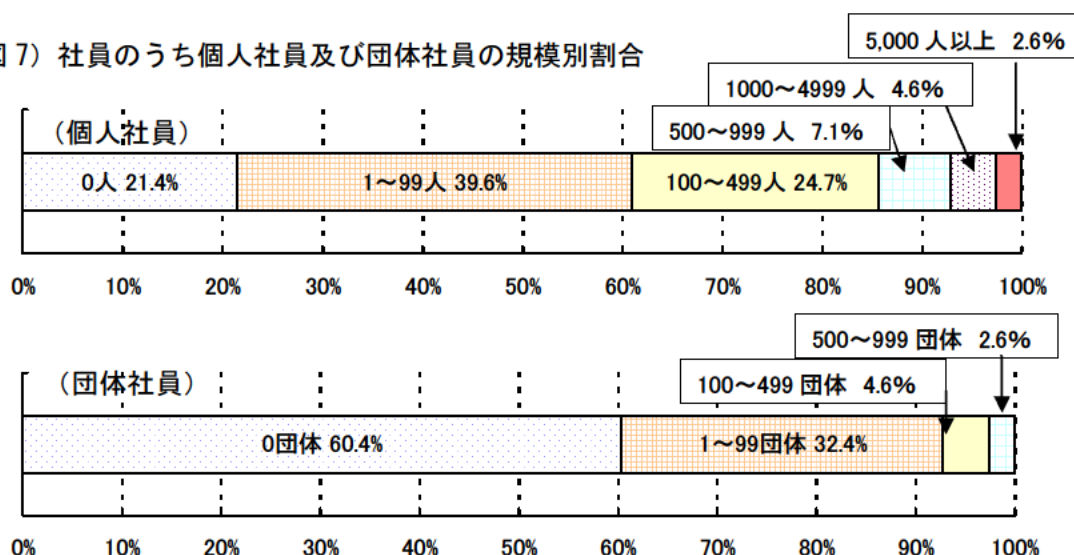
	0人	1～99人	100～499人	500～999人	1,000～4,999人	5,000人以上	計
社団法人数	33 (33)	61 (63)	38 (34)	11 (12)	7 (6)	4 (3)	154 (151)

(社員のうち団体社員数) 総数 6,383 団体

	0団体	1～99団体	100～499団体	500～999団体	1,000～4,999団体	5,000団体以上	計
社団法人数	93 (87)	50 (52)	7 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	154 (151)

※ 社員が0人又は0団体の区分に属する法人は、多くが会員の対象（資格）を個人又は団体（企業等）に限定しているものと考えられ、基本的に個人社員0の法人は団体社員のみで、逆に団体社員0の法人は個人社員のみで構成され、残りの法人が個人、団体両方の社員から構成されていることとなります。

(図7) 社員のうち個人社員及び団体社員の規模別割合



## 8 基本財産規模別法人数

表8は、本県における財団法人の基本財産規模別法人数を示したものです。

基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来この基本財産から生み出される運用益をもって公益活動を行うべき法人の中心となる財産で、一般的には、その取り崩し等には厳格な制限がかかっています。

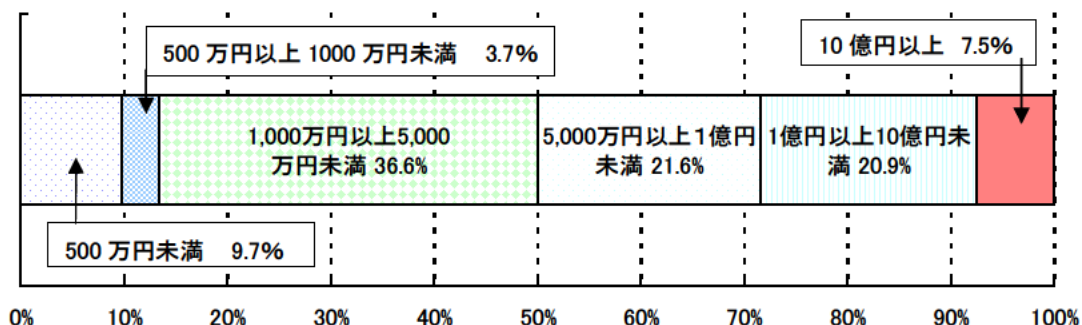
本県における財団法人の基本財産の合計金額は、約735億8,700万円(261億200万円)で基本財産の平均金額は、約5億4,900万円(1億8,900万円)となっています。

表8によると最も多い区分が1,000万円以上5,000万円未満の49法人で、基本財産規模の小さい500万円未満の法人が13法人となっています。

(表8) 基本財産規模別財団法人数

	500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上10億円未満	10億円以上	計
財団法人数	13 (16)	5 (3)	49 (53)	29 (29)	28 (29)	10 (8)	134 (138)

(図8) 基本財産規模別割合





## 9 賛助会員等規模別法人数

表9は、本県における公益法人の賛助会員等の規模別の法人数を示したものです。

賛助会員等とは、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問いません。）をいいます。

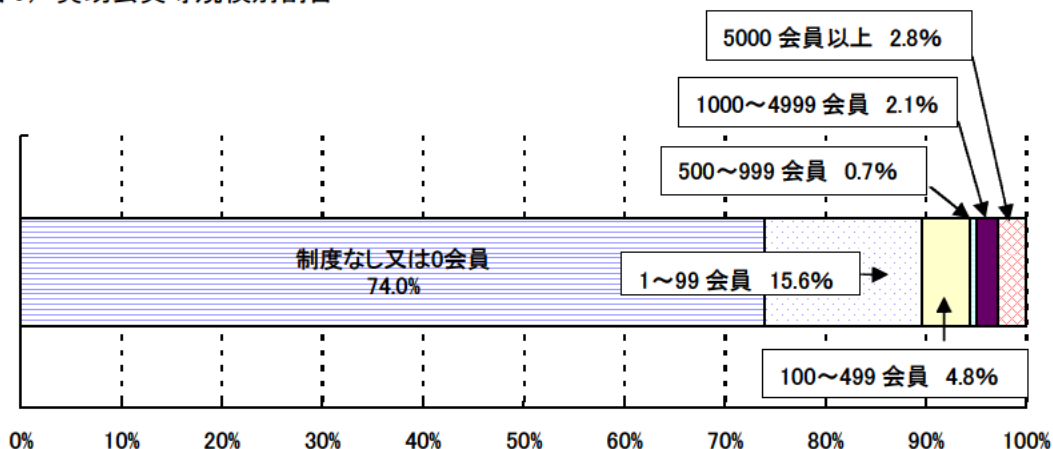
本県における賛助会員等合計数は105,438（103,483）会員で、賛助会員等を有する法人内での平均数は1,406（1,398）会員となっています。

図9によると全法人の74.0（74.4）%が、賛助会員等制度を有しないか、又は制度を有しているが、実際の賛助会員等がないものとなっています。

（表9）賛助会員等規模別法人数

	制度なし 又は0会員	1～99 会員	100～499 会員	500～999 会員	1000～ 4999会員	5000会員 以上	計
法人数	213 (215)	45 (44)	14 (14)	2 (2)	6 (6)	8 (8)	288 (289)

（図9）賛助会員等規模別割合



## 第2節 個別的事項

### 1 職員規模別法人数

表10の上欄は、本県における公益法人の職員の規模別の法人数を示したものであり、下欄は職員のうち最低でも週3日以上出勤しているものを常勤職員とし、その規模別の法人数を示したものです。

職員とは、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っています。

本県における職員合計人数は2,986(2,904)人で、職員平均人数は10.37(10.05)人です。また、常勤職員の合計人数は2,432(2,447)人で常勤職員の平均人数は8.44(8.47)人となっています。

図10によると規模が2~9人の法人が最も多く、職員が1人の法人もかなりの割合を占めています。

(表10) 職員規模別法人数

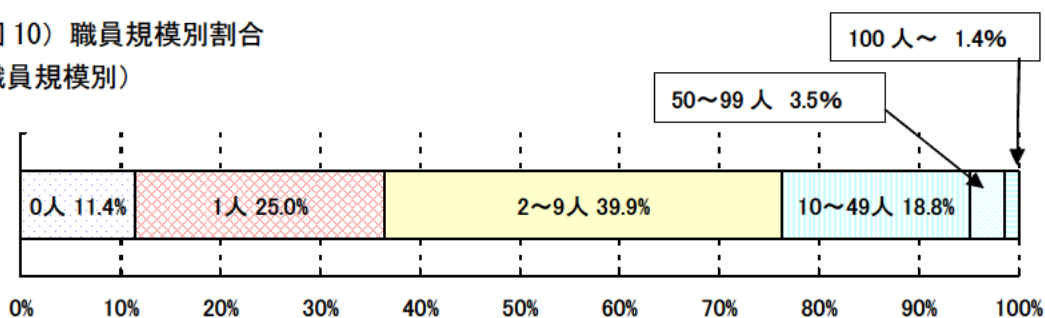
	0人	1人	2~9人	10~49人	50~99人	100人~	計
法人数 (職員)	33 (33)	72 (73)	115 (112)	54 (58)	10 (11)	4 (2)	288 (289)
法人数 (常勤職員)	73 (71)	50 (49)	108 (110)	46 (47)	9 (10)	2 (2)	288 (289)

※ 0人は、設立母体の企業・団体からの出向・派遣により、法人とは雇用関係にない者が事務を行っている場合です。

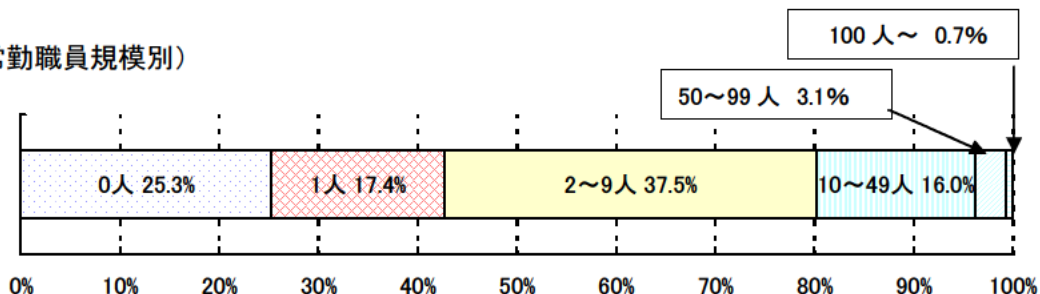
※ 職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれています。

(図10) 職員規模別割合

(職員規模別)



(常勤職員規模別)



## 2 役員規模別法人数

表 11-1 は、本県における理事の規模別の法人数を示したものです。理事は民法上、法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っています。

本県における理事合計人数は 3,733 (3,739) 人で、理事平均人数は 12.96 (12.94) 人となっています。また、最低でも週 3 日以上勤務している常勤理事合計人数は 133 (128) 人で、常勤理事平均人数は 0.46 (0.44) 人となっています。

(表 11-1) 理事規模別法人数

	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	97 (98)	148 (145)	38 (43)	3 (1)	1 (1)	1 (1)	288 (289)

(図 11-1) 理事規模別法人割合

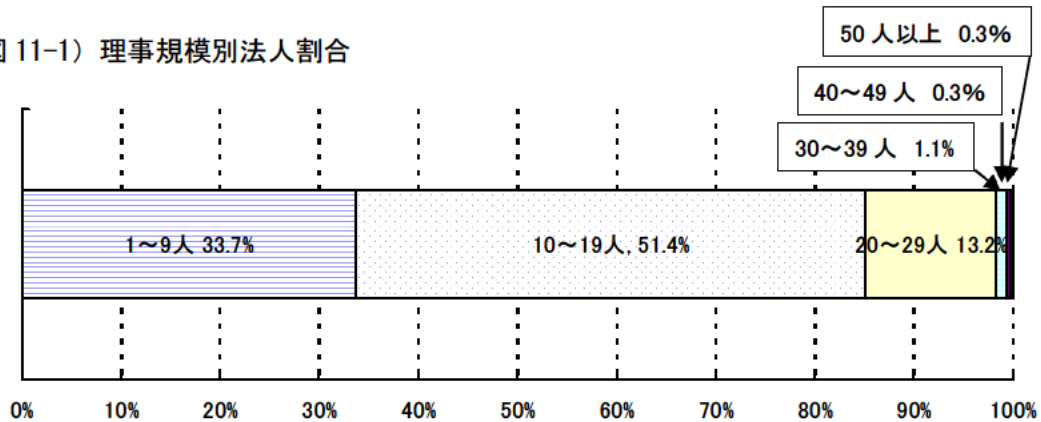


表11-2は、本県における役員（理事、監事）及び評議員の公務員出身者の就任状況を示したものです。

公益法人において役員とは、理事及び監事をいいます。監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は任意設置とされていますが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されています。また、財団法人における評議員は、法人の重要事項について諮問を受けたり決定をする役割を担っています。通常、評議員会を構成し、理事の選任、予算・決算の承認等を行います。指導監督基準では、財団法人には原則として評議員会を設け、評議員会において理事の選任及び予算、決算等の重要事項の諮問を行うことを求めています。

平成19年10月1日現在の理事全体数は3,733（3,739）人で、うち常勤理事数は133（128）人です。また、監事全体数は638（643）人、評議員全体数は2,349（2,408）人となっています。

平成18年8月15日閣議決定により指導監督基準が一部改正され、所管する官庁出身者の定義が、「本省庁課長相当職以上を経験、かつ退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任等」から「在職時の役職や退職後の経過年数等を問わず、原則として法人を所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した経験のあるすべての者」とされました。本県における県庁出身理事数は215人で前年より3人減っています。また、県庁出身理事のいる法人数は81法人で前年より3法人減っています。

（表11-2）役員（理事、監事）及び評議員の公務員等出身者の就任状況

（単位：上段は人数、下段は法人数）

	理事数	うち常勤理事数	監事数	評議員数
	法人数	法人数	法人数	法人数
都道府県公務員出身者	231 ( 236 )	54 ( 54 )	31 ( 33 )	186 ( 198 )
	83 ( 85 )	42 ( 42 )	25 ( 26 )	41 ( 39 )
うち県庁出身者	215 ( 218 )	50 ( 49 )	23 ( 25 )	171 ( 182 )
	81 ( 84 )	38 ( 38 )	20 ( 21 )	40 ( 37 )
うち現職県職員	100 ( 108 )	4 ( 7 )	10 ( 13 )	111 ( 123 )
	46 ( 49 )	4 ( 6 )	7 ( 10 )	32 ( 31 )
現職県議会議員	12 ( 13 )	0 ( 0 )	2 ( 2 )	12 ( 6 )
	9 ( 9 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	5 ( 4 )

表 11-3 は、本県における県庁出身（現職を含みます。以下同じです。）理事の規模別の法人数を示したものです。

（表 11-3）県庁出身理事の規模別法人数

	0人	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	計
法人数	205 (205)	79 (81)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	288 (289)

（図 11-3）県庁出身理事の規模別割合

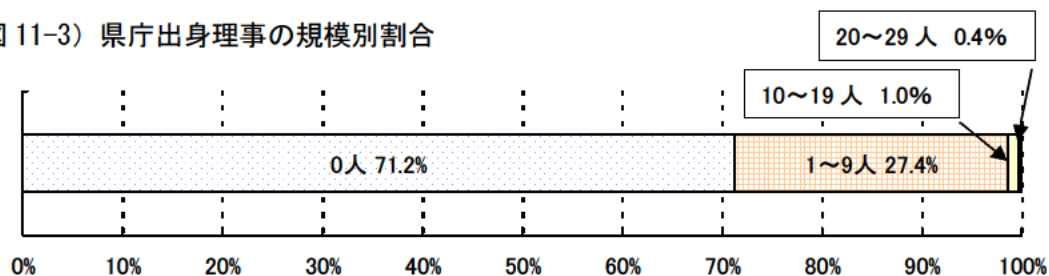


表 11-4 は、県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人を示したものです。指導監督基準では、理事現在数に占める県庁出身者の割合を 3 分の 1 以下にするように求められており、本県は 8 法人あります。

県庁出身者の割合を 3 分の 1 以下にするように引き続き指導を行っています。職員互助会など団体の性格上達成が困難な法人については、外部監事の導入などにより業務の適正化を図っています。

（表 11-4）県庁出身理事数が理事全体の 3 分の 1 を超える法人

	単管	共管
社団法人	三重県植物防疫協会 大杉谷登山センター	
財団法人	三重県職員互助会 三重県友の会 三重県小動物施設管理公社 津徳本会 三重県公立学校職員互助会 三重県警察職員互助会	

### 3 役員の年間報酬額

表12-1は、有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(表12-1) 有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	204 ( 204 )	42 ( 45 )	38 ( 37 )	3 ( 2 )	1 ( 1 )

表12-2は、県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数を示したものです。

(表12-2) 県庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数

	有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上
法人数	6 ( 7 )	10 ( 11 )	21 ( 21 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )

### 4 国、県からの補助金等交付法人数

表13-1は、国又は県からの補助金等が交付されている法人数を示したものです。本県の公益法人の24.0% ( 23.9% ) が国又は県のどちらか一方から補助金等の交付を受けています。

(表13-1) 国、県からの補助金等交付法人数

	国からの 補助金等収入	県からの 補助金等収入	合 計
社団法人	19 ( 22 )	27 ( 32 )	43 ( 47 )
財団法人	7 ( 5 )	22 ( 20 )	26 ( 22 )
計	26 ( 27 )	49 ( 52 )	69 ( 69 )

合計欄は、国又は県どちらか一方から補助金等交付を受けている法人数

表13-2は、国からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億以上の補助金等交付法人は、1法人です。その内訳は、1億円以上2億円未満が1法人となっています。

(表13-2) 国からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万以 上1千万 未満	1千万以 上5千万 未満	5千万以 上1億未 満	1億以上 2億未満	2億以上 3億未満	3億以上 4億未満	4億以上 5億未満	5億以 上
社団法人	1(3)	2(2)	15(16)	0(0)	1(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	5(1)	0(2)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	6(4)	2(4)	16(17)	1(1)	1(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)

表13-3は、県からの補助金等交付状況を交付金額毎に示したものです。1億円以上の補助金等交付法人は、5法人です。その内訳は、5億円以上が2法人、2億円以上3億円未満が1法人、1億円以上2億円未満が2法人となっています。

(表13-3) 県からの補助金等交付状況

	0超 5百万 未満	5百万以 上1千万 未満	1千万以 上5千万 未満	5千万以 上1億未 満	1億以上 2億未満	2億以上 3億未満	3億以上 4億未満	4億以上 5億未満	5億以 上
社団法人	17(25)	3(1)	6(5)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
財団法人	6(7)	2(1)	8(4)	2(2)	2(4)	1(0)	0(0)	0(0)	2(1)
計	23(32)	5(2)	14(9)	3(3)	2(4)	1(0)	0(0)	0(0)	2(1)

## 第 4 章 三重県における公益法人の指導状況

第4章における( )内数値は、「3 ホームページの開設状況」を除き前年値ですが、定期検査による立入検査を基本的に2年に1回の割合で実施しているため、対象法人が異なり、数値による比較はできません。

### 第1節 総括的事項

#### 1 設立指導及び解散指導

表14-1は、本県において平成17年度、平成18年度、平成19年度に設立され、所管部局から法人設立についての指導を行った公益法人を示したものです。

(表14-1) 過去3か年度の設立指導状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
政 策 部			
総 務 部			
防災危機管理部			
生活・文化部			
健康福祉部	(社)津薬剤師会		(社)桑名薬剤師会
環境森林部			
農水商工部		(社)伊勢志摩観光コンベンション機構	
県土整備部			(社)三重県建設資材試験センター
教育委員会			
公安委員会	(社)みえ犯罪被害者総合支援センター		



表14-2は、本県において平成17年度、平成18年度、平成19年度に解散し、所管部局から法人解散についての指導を行った公益法人を示したものです。

(表14-2) 過去3か年度の解散指導状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
政 策 部		(財)桑名市開発公社 (財)ベルファーム	
総 務 部			
防災危機管理部			
生活・文化部	(社)久居市シルバー 人材センター		
健康福祉部	(社)度会郡医師会	(財)三重県傷痍軍人会	(財)三重県婦人同志会
環境森林部		(財)三重県廃棄物処理公社	(社)三重県水道協会
農水商工部	(財)三重県漁業協同組合 合併対策基金 (財)三重ビジターズ推進 機構		(社)三重県貸金業協会 (社)三重県農林漁業団体能 力活用協会
県土整備部			
教育委員会		(財)日本カモシカセンター	
公安委員会			

## 2 立入検査実施状況

表15-1は、本県において平成19年度に実施した、条例第49条に基づく公益法人毎の立入検査の実施状況です。また、表15-2は所管部局毎の立入検査の実施状況です。

所管部局の立入検査は、条例第49条第4項で2年に1回以上の割合で行うように努めるとされており、所管部局毎の実情に応じそれぞれで実施しています。

立入検査の検査基準等は、「公益法人検査要綱」等に基づき、所管部局毎の実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても所管部局がそれぞれで判断を行っています。

平成19年度に所管部局が立入検査を実施した公益法人数は132(延べ133)法人で、所管公益法人数全体(288法人)の45.8%となっています。また、平成18、19年度に257法人(所管公益法人全体の89.2%)に対し立入検査を実施しました。

前回の立入検査の主な改善指導内容については、おおむね改善対応がなされています。改善を行いながらも、なお残る課題や新たに生じた課題への対応の

不備などに対し、より適正な法人運営に向けて改善指導を行っています。

(表15-1) 公益法人毎の立入検査実施状況

	定期検査	臨時検査	設立検査	合計
社団法人数	75 ( 72 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	76 ( 72 )
財団法人数	57 ( 66 )	0 ( 1 )	0 ( 0 )	57 ( 67 )
計	132 ( 138 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	133 ( 139 )

臨時検査とは、特別の必要が生じた場合に関係法人を対象として臨時に実施される検査をいいます。設立検査とは、新たに設立された公益法人（新たに知事又は教育委員会の所管に属することとなった公益法人を含みます。）に対して実施される検査をいいます。

(表15-2) 所管部局毎の立入検査実施状況

	所管公益法人数	平成19年度立入検査実施法人数		平成19年度立入検査実施率(%)	平成18・19年度立入検査実施率(%)	平成18・19年度立入検査実施率(%)
			改善すべき点のあった法人数			
政策部	9 ( 10 )	5 ( 7 )	0 ( 0 )	55.6 ( 70.0 )	9 ( 10 )	100.0 ( 100.0 )
総務部	4 ( 4 )	4 ( 2 )	1 ( 1 )	100.0 ( 50.0 )	4 ( 4 )	100.0 ( 100.0 )
防災危機管理部	3 ( 3 )	3 ( 0 )	0 ( 0 )	100.0 ( 0.0 )	3 ( 3 )	100.0 ( 100.0 )
生活・文化部	45 ( 43 )	22 ( 21 )	1 ( 4 )	48.9 ( 48.8 )	43 ( 43 )	95.6 ( 100.0 )
健康福祉部	69 ( 69 )	33 ( 34 )	25 ( 27 )	47.8 ( 49.3 )	67 ( 51 )	97.1 ( 73.9 )
環境森林部	15 ( 16 )	8 ( 7 )	1 ( 1 )	53.3 ( 43.8 )	15 ( 15 )	100.0 ( 93.8 )
農水商工部	43 ( 43 )	20 ( 23 )	5 ( 17 )	46.5 ( 53.5 )	43 ( 42 )	100.0 ( 97.7 )
県土整備部	12 ( 12 )	6 ( 6 )	1 ( 0 )	50.0 ( 50.0 )	12 ( 13 )	100.0 ( 100.0 )
知事部局計	200 ( 200 )	101 ( 100 )	34 ( 50 )	50.5 ( 50.0 )	196 ( 181 )	98.0 ( 90.5 )
教育委員会	79 ( 80 )	22 ( 30 )	21 ( 21 )	27.8 ( 37.5 )	52 ( 57 )	65.8 ( 71.3 )
公安委員会	9 ( 9 )	9 ( 9 )	2 ( 2 )	100.0 ( 100.0 )	9 ( 9 )	100.0 ( 100.0 )
合計	288 ( 289 )	132 ( 139 )	57 ( 73 )	45.8 ( 48.1 )	257 ( 247 )	89.2 ( 85.5 )

所管公益法人数は、平成19年10月1日現在の数値です。合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数です。

## 第2節 個別的事項

### 1 事業の実施状況

表16-1は、公益法人の活動状況を示したものです。「活発」が34.9(32.4)%、「普通」が62.1(61.9)%、「不活発」が3.0(5.7)%となっています。  
なお、活動状況の判断は、各部局がそれぞれの基準で行っています。

(表16-1) 公益法人の活動状況

	活発	普通	不活発	休止
社団法人数	31 (29)	41 (43)	3 (0)	0 (0)
財団法人数	15 (16)	41 (43)	1 (8)	0 (0)
計	46 (45)	82 (86)	4 (8)	0 (0)

表16-2は、公益法人の活動内容を示したものです。「目的の事業を行っている法人」が131法人、「目的の事業を行っていない法人」が1法人となっています。

(表16-2) 公益法人の活動内容

	目的の事業を行っている法人	目的の事業を行っていない法人	目的外事業を行っている法人
社団法人数	74 (71)	1 (1)	0 (0)
財団法人数	57 (63)	0 (4)	0 (0)
計	131 (134)	1 (5)	0 (0)

## 2 書類の備付け状況

表17は、書類の備付け状況を示したものです。資産台帳、役員の履歴書等の備付けなしが見られ、会議議事録、出納簿における証拠書類、事業計画書等の整理不良が多い結果となっています。

(表17) 書類の備付け状況

		備付けあり		備付けなし
		整理良好	整理不良	
書類 の 備 付 け 状 況	1.定款又は寄付行為	126 ( 135 )	6 ( 4 )	0 ( 0 )
	2.許認可等関係書類	126 ( 131 )	6 ( 6 )	0 ( 2 )
	3.登記関係書類	126 ( 125 )	6 ( 12 )	0 ( 2 )
	4.社員名簿	72 ( 71 )	3 ( 1 )	0 ( 3 )
	5.役員名簿	126 ( 138 )	6 ( 1 )	0 ( 0 )
	就任承諾書	121 ( 132 )	11 ( 3 )	0 ( 4 )
	履歴書	120 ( 131 )	10 ( 3 )	2 ( 5 )
	6.会議議事録	105 ( 125 )	24 ( 13 )	3 ( 1 )
	7.財産目録	129 ( 133 )	3 ( 5 )	0 ( 1 )
	8.資産台帳	124 ( 130 )	5 ( 5 )	3 ( 4 )
	9.出納簿	125 ( 130 )	7 ( 7 )	0 ( 2 )
	証拠書類	118 ( 129 )	14 ( 6 )	0 ( 4 )
10.収支予算書	125 ( 125 )	6 ( 13 )	1 ( 1 )	
11.事業計画書	124 ( 126 )	8 ( 12 )	0 ( 1 )	
12.職員名簿	131 ( 132 )	1 ( 1 )	0 ( 6 )	

## 3 ホームページの開設状況

表18は、公益法人のホームページの開設状況を示したもので、開設している公益法人の割合は、56.9 ( 56.7 ) %となっています。数値は、平成19年度公益法人等概況調査 ( 調査時点平成19年10月1日 ) によっています。

(表18) ホームページ開設法人数

	社団法人	財団法人	計
法人数	94 ( 94 )	70 ( 70 )	164 ( 164 )

#### 4 会議の運営状況

表19-1は、総会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が44.0（32.9）%、「1回」が56.0（67.1）%となっています。

（表19-1）社員総会の開催状況

	開催法人		未開催法人
	2回以上	1回	
社団法人数	33（24）	42（48）	0（0）

表19-2は、理事会の開催状況を示したものです。開催回数「2回以上」が、95.5（82.0）%、「1回」が4.5（18.0）%となっています。

（表19-2）理事会の開催状況

	開催法人		未開催法人
	2回以上	1回	
社団法人数	73（58）	2（14）	0（0）
財団法人数	54（56）	3（11）	0（0）
計（132）	127（114）	5（25）	0（0）

#### 第3節 改善指示の状況

表20-1は、公益法人別の改善指示の状況を示したものです。改善指示を行った法人数は、立入検査を実施した法人の43.6（52.5）%となっています。

（表20-1）改善指示の状況

	定期検査			臨時検査			設立検査			合計		
	立入検査実施法人数	改善指示した法人数	改善指示件数	立入検査実施法人数	改善指示した法人数	改善指示件数	立入検査実施法人数	改善指示した法人数	改善指示件数	立入検査実施法人数	改善指示した法人数	改善指示件数
社団法人数	75（72）	31（36）	83（73）	1（0）	1（0）	6（0）	0（0）	0（0）	0（0）	76（72）	32（36）	89（73）
財団法人数	57（66）	26（36）	71（101）	0（1）	0（1）	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	57（67）	26（37）	71（102）
計	132（138）	57（72）	154（174）	1（1）	1（1）	6（1）	0（0）	0（0）	0（0）	133（139）	58（73）	160（175）

表20-2は、各所管部局別の改善指示状況を示したものです。

(表20-2) 各所管部局別の改善指示の状況

	平成19年度に 改善すべき点 のあった法人数		法人運営面 で改善すべ き点のあつ た法人数	事業の内容・ 実施等の面 で改善すべ き点のあつ た法人数	財務・会計面 で改善すべ き点のあつ た法人数	その他
		改善指 示件数				
政 策 部	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
総 務 部	1 ( 1 )	9 ( 2 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )
防災危機管理部	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
生活・文化部	1 ( 4 )	1 ( 4 )	1 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 2 )	0 ( 0 )
健康福祉部	25 ( 27 )	56 ( 66 )	13 ( 13 )	0 ( 1 )	25 ( 13 )	0 ( 0 )
環境森林部	1 ( 1 )	1 ( 3 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 1 )	0 ( 0 )
農水商工部	5 ( 17 )	21 ( 29 )	4 ( 17 )	1 ( 2 )	2 ( 8 )	0 ( 0 )
県土整備部	1 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
知事部局計	34 ( 50 )	90 ( 104 )	21 ( 34 )	1 ( 3 )	28 ( 25 )	0 ( 0 )
教育委員会	21 ( 21 )	67 ( 67 )	18 ( 19 )	10 ( 10 )	14 ( 6 )	0 ( 0 )
公安委員会	2 ( 2 )	3 ( 4 )	2 ( 1 )	0 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
合 計	57 ( 73 )	160 ( 175 )	41 ( 54 )	11 ( 14 )	42 ( 31 )	0 ( 0 )

【主な指摘、指導事項】

(法人運営面)

- ・役員変更報告等を期限内に提出するよう指導した。
- ・理事が評議員を兼ねることがないよう指導した。
- ・備付けが義務付けされている書類は、整備するよう指導した。

(事業実施面)

- ・公益事業の規模を総支出額の2分の1以上に改善するよう指導した。
- ・内部留保の水準を概ね30%以下とするよう指導した。
- ・インターネットによる情報公開を積極的に行うよう指導した。

(財務・会計面)

- ・出納事務の適正性を向上させるよう指導した。
- ・会計書類を整備するよう指導した。

## 第5章 三重県における公益信託の現況

第5章「三重県における公益法人の現況」の基礎となった数値は、平成19年度公益法人等概況調査（調査時点平成19年10月1日）によっています。

※ 第5章における（ ）内の数値は、前年値です。

### 第1節 公益信託制度の概要

#### 1 公益信託の定義

公益信託とは、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）に基づき、委託者が祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者をしてその公益目的に従ってその財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする制度です。

#### 2 公益信託の特色

公益法人においては、法人という新たな法主体を創設し、これが公益目的のために自律的活動を行うものであるのに対し、公益信託においては、拠出された財産（信託財産）が既存の法主体である受託者に名義上帰属し、設定された公益目的のため受託者の固有財産とは別に管理、運用されていくものであって、両者の法律的構造は異なります。また、公益法人においては、永続的又は相当長期間にわたってその存続が予定されているのに対し、公益信託においては、信託の制度上、設定の期間が比較的短期のものでも可能であるなど、より弾力的な運用が可能です。

#### 3 公益信託の仕組み

公益信託は、委託者が受託者との間で一定の公益目的のために財産を信託する信託契約を締結することにより、又は委託者の遺言により、信託の法律関係をつくり、これについて受託者が、主務官庁の許可を受けることによって成立します。

公益信託は、主務官庁の監督に属し、受託者は、信託行為の定めるところに従って、自己の名で信託財産を管理、処分して公益事業を営みます。信託財産は、受託者に移転されますが、受託者の固有財産とは区別されます。受託者は、その事務処理について善管注意義務等を負い、信託義務違反に対しては損失てん補をしなければなりません。

#### 4 公益信託に対する統一的な指導監督等の基準

公益信託に対する適正な指導監督等を行うための統一的基準として、平成6年9月13日に公益法人等指導監督連絡会議で決定された「公益信託の引受け許可審査基準等について」があり、主務官庁においては、この基準に則った指導監督等が行われています。

#### 5 公益信託の税制

公益信託に財産を拠出したときの税制として、個人・法人の双方につき、特定の公益信託のために支出した金銭についてのみなし寄付金制度等、各種の優遇措置があります。

### 第2節 公益信託の現況

#### 1 公益信託の数及び信託財産

表21は、信託数及び信託財産の状況を示したものです。

(表21) 信託数及び信託財産の状況

信託数	信託財産規模別信託数				信託財産 合計金額 (千円)	信託財産 平均金額 (千円)
	1千万円 未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上		
3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	56,156 (56,648)	18,719 (18,883)

#### 2 信託目的別信託数

信託目的別では、奨学金支給 1(1)、教育振興 1(1)、その他 1(1)となっています。

#### 3 授益行為の状況

表22は授益行為の状況を示したものです。

(表22) 平成18年度までの授益行為の状況

(単位：千円)

授益行為状況							
個人		任意団体		法人		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
178 (171)	10,160 (9,770)	139 (138)	18,212 (18,112)	39 (26)	7,589 (4,249)	356 (335)	35,961 (32,131)



## 公益法人・公益信託一覧表

平成20年7月31日現在

## 知事部局所管公益法人一覧表

### 所管部 政策部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
財	三重県市町村職員互助会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S52. 4. 1	理事長 河上 敢二	政策総務室
財	三重県市町村振興協会	津市桜橋二丁目96番地 059-225-2138	S54. 4. 1	理事長 田中 亮太	政策総務室
財	尾鷲市開発公社	尾鷲市中央町10番43号 0597-23-8142	S37. 1. 1	理事長 奥田 尚佳	政策総務室
財	鳥羽市開発公社	鳥羽市浦村町字春尻826番地 0599-32-2015	S40. 8. 31	理事長 木田 久主一	政策総務室
財	紀北町開発公社	北牟婁郡紀北町海山区相賀495-8 0597-32-1111	S45. 5. 12	理事長 奥山 始郎	政策総務室
財	菰野町開発公社	三重郡菰野町大字潤田1250 059-391-1110	S48. 3. 20	理事長 石原 正敬	政策総務室
財	鈴鹿市事業管理公社	鈴鹿市桜島町七丁目1番地の1 059-384-0050	S58. 4. 1	理事長 池中 敏	政策総務室
社	三重県不動産鑑定士協会	津市万町津203番地 059-229-3671	H9. 6. 2	会長 九鬼 精一郎	土地・資源室
社	三重県情報通信基盤整備協会	津市波見町字小谷693-1 059-226-1133	H3. 9. 24	理事長 城田 隆	情報政策室

### 所管部 総務部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
財	三重県自由民主会館	津市桜橋2丁目118 059-225-7251	S56. 5. 1	理事長 三ツ矢 憲生	法務・文書室
社	神宮環境振興会	四日市市西町7番7号北島ビル 059-350-3917	S61. 1. 27	会長 田中 勲	法務・文書室
財	三重県職員互助会	津市広明町13番地 059-224-2803	S47. 6. 30	理事長 安田 敏春	福利厚生室
財	三重県友の会	津市広明町13番地 059-224-3937	H7. 4. 4	理事長 松岡 美知男	福利厚生室

### 所管部 防災危機管理部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県エルピーガス協会	津市柳山津興369番地の2 059-227-6238	S35. 10. 12	会長 石井 博之	消防・保安室
財	三重県消防設備保守協会	津市桜橋3丁目446-34 059-226-8726	S56. 1. 16	理事長 矢野 正剛	消防・保安室
社	三重県危険物安全協会	津市桜橋3丁目446-34 059-226-8378	H2. 7. 1	会長 栗田 伸太郎	消防・保安室

所管部 生活・文化部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県専修学校協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-229-4070	S39. 12. 15	会長 衣斐 信行	生活・文化総務室
財	三重県私立学校教職員 退職基金財団	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-225-5171	S43. 5. 18	理事長 宗村 南男	生活・文化総務室
社	三重県私学振興会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-225-7371	S44. 9. 17	理事長 田中 和麿	生活・文化総務室
社	三重県各種学校総連合会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-2304	S46. 4. 26	会長 田浦 正算	生活・文化総務室
社	三重県私立幼稚園協会	津市上浜町1丁目293-4 三重私学青少年会館内 059-227-3004	S51. 9. 17	会長 大川 吉崇	生活・文化総務室
財	三愛教育振興会	伊賀市別府690 0595-52-0327	H2. 3. 22	理事長 小山 洋	生活・文化総務室
財	伊勢文化会議所	伊勢市宇治浦田2丁目5番3号 0596-24-8707	S57. 11. 26	理事長 濱田 益嗣	文化振興室
財	三銀ふるさと文化財団	松阪市京町510番地 0598-23-1111	H2. 1. 26	理事長 谷川 憲三	文化振興室
財	四日市まちづくり振興事業団	四日市市本町9-8 059-354-8328	H20. 4. 1	理事長 小菅 弘正	文化振興室 (農水商工総務室、 県土整備総務室)
財	波瀬文化会館	津市一志町波瀬2231番地の2 059-294-7004	S36. 12. 27	理事長 古田 美壽夫	文化振興室
財	白鷺青年文化協会	伊賀市上野車坂町578番地の2 0595-21-4981	S40. 5. 26	会長 片岡 又一郎	文化振興室
財	尾鷲文化振興会	尾鷲市瀬木山町7番1号 0597-23-3000	H3. 10. 28	理事長 伊藤 允久	文化振興室
財	鈴鹿市文化振興事業団	鈴鹿市飯野寺家町810番地 059-384-7000	H9. 4. 1	理事長 加藤 栄	文化振興室
社	東員町文化協会	員弁郡東員町山田1700番地 0594-76-7711	H14. 7. 15	会長 三浦 信一	文化振興室
財	三重県文化振興事業団	津市一身田上津部田1234 059-233-1103	H4. 3. 25	理事長 武村 泰男	文化振興室 (教育総務室)
財	伊賀市文化都市協会	伊賀市西明寺3240-2 0595-22-0511	H9. 5. 19	理事長 内保 博仁	文化振興室 (教育総務室)
財	国史跡斎宮跡保存協会	多気郡明和町馬之上945 0596-52-3890	H1. 7. 1	理事長 中山 正美	文化振興室 (教育総務室)
財	三重県立美術館協力会	津市大谷町11 三重県立美術館内 059-227-2232	S58. 3. 26	理事長 谷川 憲三	文化振興室 (教育総務室)
財	三重県労働福祉協会	津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 059-225-2800	S48. 5. 14	理事長 櫛田 安良	勤労・雇用支援室
社	伊勢志摩労働者福祉協議会	伊勢市吹上1丁目11-31 0596-24-8117	S55. 11. 7	理事長 馬場 孝明	勤労・雇用支援室

所管部 生活・文化部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
財	松阪市勤労者サービスセンター	松阪市上川町212番地の1 0598-29-6510	H3. 11. 1	理事長 下村 猛	勤労・雇用支援室
社	中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンター	津市島崎町143番地6 059-222-1500	H14. 4. 1	理事長 松田 直久	勤労・雇用支援室
財	三重県勤労者ゆとり創造基金協会	津市栄町1丁目891 059-229-8020	H4. 5. 11	理事長 芦屋 満弥	勤労・雇用支援室
財	三重県地方自治労働文化センター	津市栄町2丁目361 059-227-3295	H9. 12. 22	理事長 平松 一美	勤労・雇用支援室
社	伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター	伊勢市八日市場町13-13 0596-20-1177	H15. 4. 1	理事長 廣瀬 壽	勤労・雇用支援室
社	四日市市シルバー人材センター	四日市市十七軒町9-10 059-354-3670	S55. 11. 11	理事長 小畑 廣次	勤労・雇用支援室
社	鈴鹿市シルバー人材センター	鈴鹿市神戸1丁目17-5 059-382-6092	S58. 7. 29	理事長 久保 忠士	勤労・雇用支援室
社	津市シルバー人材センター	津市三重町433-125 059-224-4123	S59. 12. 15	理事長 青木 淳	勤労・雇用支援室
社	名張市シルバー人材センター	名張市丸之内79 0595-63-6800	S63. 10. 1	理事長 中山 三郎	勤労・雇用支援室
社	松阪市シルバー人材センター	松阪市魚町1658-3 0598-26-0523	S63. 11. 18	理事長 大西 義人	勤労・雇用支援室
社	伊勢市シルバー人材センター	伊勢市勢田町628-3 0596-23-6915	H1. 4. 1	理事長 中北 隆敏	勤労・雇用支援室
社	桑名市シルバー人材センター	桑名市吉之丸11番地 0594-22-0468	H1. 11. 8	理事長 伊藤 正巳	勤労・雇用支援室
社	伊賀市シルバー人材センター	伊賀市上野丸之内182-3 0595-24-5800	H3. 6. 18	理事長 古川 忠志	勤労・雇用支援室
社	亀山市シルバー人材センター	亀山市若山町7-1 0595-82-8512	H8. 6. 12	理事長 豊田 洋司	勤労・雇用支援室
社	三重県シルバー人材センター連合会	津市島崎町314 059-221-6161	H9. 4. 17	会長 小畑 廣次	勤労・雇用支援室
社	東員町シルバー人材センター	員弁郡東員町大木51番1 0594-76-2235	H9. 6. 5	理事長 荻野 威司	勤労・雇用支援室
社	志摩市シルバー人材センター	志摩市阿児町鶴方2014-5 0599-44-5288	H11. 4. 6	理事長 出口 武生	勤労・雇用支援室
社	鳥羽市シルバー人材センター	鳥羽市大明東町1-6 0599-25-7341	H14. 4. 9	理事長 西村 文彦	勤労・雇用支援室
社	いなべ市シルバー人材センター	いなべ市北勢町阿下喜2624-2 0594-82-1800	H14. 10. 1	理事長 森田 勝利	勤労・雇用支援室
社	尾鷲市シルバー人材センター	尾鷲市栄町5-5 0597-23-8822	H19. 4. 2	理事長 高柴 勇次	勤労・雇用支援室

所管部 生活・文化部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	多気町シルバー人材センター	多気郡多気町四疋田587-1 0598-38-3880	H19. 4. 2	理事長 田中 幸雄	勤労・雇用支援室
社	紀宝町シルバー人材センター	南牟婁郡紀宝町鶴殿1074番地の1 0735-32-1212	H20. 4. 1	会長 田中 悟	勤労・雇用支援室
社	三重県技能士会	津市栄町1丁目891 吉田山会館1階 059-222-3145	H1. 7. 31	会長 小林 清良	勤労・雇用支援室
財	四日市港湾福利厚生協会	四日市市千歳町6番地の6 059-353-5226	S18. 12. 15	理事長 小林 長久	勤労・雇用支援室
社	三重県ダンプカー協会	津市桜橋2-177-2 059-224-0715	S53. 6. 28	会長 宮本 武蔵	交通・地域安全室
財	反差別・人権研究所みえ	津市一身田大古曾693-1 059-233-5525	H17. 3. 18	理事長 武村 泰男	人権・同和室
財	三重県国際交流財団	津市羽所町700 アスト津3F 059-223-5006	H3. 5. 15	理事長 豊田 長康	国際室
財	鈴鹿国際交流協会	鈴鹿市神戸1丁目1-1 059-383-0724	H5. 6. 1	理事長 平井 憲章	国際室

所管部 健康福祉部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県薬剤師会	津市島崎町312-1 059-228-5995	S24. 11. 15	会長 上村 武	薬務食品室
社	四日市薬剤師会	四日市市蔵町1-14 059-354-8440	H5. 6. 18	会長 小川 哲男	薬務食品室
社	松阪地区薬剤師会	松阪市殿町1580-1 0598-22-2356	H7. 4. 3	会長 長島 喜久雄	薬務食品室
社	鈴鹿地区薬剤師会	鈴鹿市安塚町字西山638-21 059-381-2233	H11. 4. 2	会長 金丸 清隆	薬務食品室
社	伊賀薬剤師会	伊賀市四十九町字風呂呂谷831-4 0595-26-7270	H15. 10. 1	会長 中山 英起	薬務食品室
社	津薬剤師会	津市久居本町1347-1 059-255-4387	H17. 4. 1	会長 野田 明雄	薬務食品室
社	桑名薬剤師会	桑名市大字北別所字福地399番地の8 0594-75-0095	H19. 4. 3	会長 久保 和文	薬務食品室
社	三重県食品衛生協会	津市桜橋二丁目134 059-223-6765	S39. 7. 22	会長 増田 幸男	薬務食品室
社	三重県調理師連合会	津市桜橋二丁目134 059-223-6761	S39. 12. 10	会長 庄山 源一	薬務食品室
社	四日市理容師会	四日市市中町2-6 059-353-7839	S46. 8. 31	会長 堀 啓次郎	薬務食品室
社	三重県薬種商協会	津市島崎町312-1 059-224-1180	S56. 5. 14	会長 友田 康夫	薬務食品室
財	伊勢市霊園公社	伊勢市岩渕一丁目7-29 0596-23-1111	S48. 11. 2	理事長 亀井 秀樹	薬務食品室
財	三重県小動物施設管理公社	津市森町字中大谷2438-2 059-256-4168	S51. 10. 1	理事長 堀木 稔生	薬務食品室
財	峯ヶ城精神文化育栄会	亀山市川崎町2870 0595-85-0252	S53. 8. 12	会長 近藤 克家	薬務食品室
財	食品分析開発センターSUNATEC	四日市市赤堀二丁目3-29 059-354-1552	S54. 8. 21	理事長 前野 勝佑	薬務食品室
財	三重県生活衛生営業指導センター	津市広明町345-5 059-225-4181	S56. 8. 24	理事長 小林 賢司	薬務食品室
財	公人の丘墓地	伊賀市川東555 0595-45-5550	H3. 12. 13	理事長 北大路 順信	薬務食品室
社	三重県栄養士会	津市柳山津興655-12 059-224-4519	S59. 4. 7	会長 長谷 圓吉	健康づくり室
財	三重県健康管理事業センター	津市観音寺町字東浦446-60 059-228-4502	H9. 4. 1	理事長 中嶋 寛	健康づくり室
社	津地区医師会	津市島崎町97-1 059-227-1775	S22. 11. 13	会長 吉田 壽	医療政策室

所管部 健康福祉部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	久居一志地区医師会	津市久居本町1400-2 059-255-3155	S22. 11. 13	会長 小淵 欽哉	医療政策室
社	松阪地区医師会	松阪市白粉町363 0598-21-0327	S22. 11. 13	会長 志田 幸雄	医療政策室
社	三重県歯科医師会	津市桜橋二丁目120-2 059-227-6488	S22. 11. 14	会長 峰 正博	医療政策室
社	志摩医師会	志摩市阿児町鶴方2548-2 0599-44-0176	S22. 11. 14	会長 岡宗 眞一郎	医療政策室
社	亀山医師会	亀山市本町二丁目6-19 0595-82-9509	S22. 11. 18	会長 谷口 洋三	医療政策室
社	三重県医師会	津市桜橋二丁目191-4 059-228-3822	S22. 11. 23	会長 中嶋 寛	医療政策室
社	桑名医師会	桑名市大字本願寺字市之縄262-1 0594-22-8173	S22. 11. 23	会長 新山 宏二	医療政策室
社	四日市医師会	四日市市西新地14-20 059-352-9117	S22. 11. 23	会長 小林 篤	医療政策室
社	いなべ医師会	いなべ市北勢町阿下喜771 0594-72-6975	S22. 11. 27	会長 山田 昌信	医療政策室
社	伊勢地区医師会	伊勢市勢田町628-10 0596-28-2476	S22. 12. 3	会長 亀谷 章	医療政策室
社	紀北医師会	尾鷲市上野町5-25 0597-22-2857	S22. 12. 3	会長 千種 一郎	医療政策室
社	紀南医師会	南牟婁郡御浜町大字阿田和4750 05979-3-1211	S22. 12. 3	会長 山本 訓生	医療政策室
社	伊賀医師会	伊賀市四十九町1929-42 0595-23-5550	S22. 12. 8	会長 子日 光雄	医療政策室
社	名賀医師会	名張市朝日町1361-4 0595-64-2321	S22. 12. 25	会長 加藤 正彦	医療政策室
社	鈴鹿市医師会	鈴鹿市西条五丁目118-4 059-382-3061	S22. 12. 27	会長 坂本 哲夫	医療政策室
社	四日市歯科医師会	四日市市本町9-12 059-354-8512	S37. 6. 25	会長 浅野 年嗣	医療政策室
社	伊勢地区歯科医師会	伊勢市八日市場町13-1 0596-24-1904	S54. 9. 13	会長 藤田 導	医療政策室
社	津歯科医師会	津市栄町二丁目365 059-225-1304	H3. 2. 1	会長 寺辺 勝之	医療政策室
社	鈴鹿歯科医師会	鈴鹿市西条五丁目118-5 059-382-9431	H3. 12. 6	会長 山口 俊彦	医療政策室
社	松阪地区歯科医師会	松阪市春日町一丁目8 0598-26-4803	H7. 3. 1	会長 吉田 昌夫	医療政策室

所管部 健康福祉部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県鍼灸マッサージ師会	津市栄町二丁目325 059-246-7427	S29. 8. 10	会長 伊藤 由尋	医療政策室
社	三重県柔道整復師会	津市乙部2086 059-222-3832	S43. 10. 11	会長 伊藤 和夫	医療政策室
社	三重県病院協会	津市羽所町514 059-223-2744	S47. 10. 25	理事長 藤森 健而	医療政策室
社	三重県看護協会	津市観音寺町字東浦457-3 059-225-1010	S52. 2. 19	会長 山口 直美	医療政策室
社	三重県放射線技師会	津市栄町三丁目269 059-225-1491	S55. 5. 6	会長 西村 広一	医療政策室
社	三重県鍼灸師会	津市栄町二丁目325 059-227-3345	S56. 4. 4	会長 仲野 弥和	医療政策室
社	三重県歯科技工士会	津市広明町345 059-226-3273	S58. 2. 17	会長 清水 秀敏	医療政策室
社	三重県臨床検査技師会	津市江戸橋一丁目113 059-231-1818	S60. 3. 25	会長 小林 圭二	医療政策室
財	三翠会	津市江戸橋二丁目174 059-232-0510	S50. 11. 12	理事長 鈴木 司郎	医療政策室
財	三重県救急医療情報センター	津市桜橋二丁目191 059-227-3799	S57. 10. 1	理事長 中嶋 寛	医療政策室
財	三重県医療科学振興会	鈴鹿市岸岡町1001-8 059-382-9775	S58. 11. 1	理事長 中村 實	医療政策室
財	三重医学研究振興会	津市栗真中山町下沢79-5 059-232-3001	H5. 11. 10	理事長 吉田 壽	医療政策室
財	三重県角膜・腎臓バンク協会	津市広明町13 059-224-2333	S53. 5. 11	理事長 中嶋 寛	医療政策室
社	三重県善意銀行	津市桜橋二丁目131 059-227-5145	S40. 12. 16	会長 森 伸生	社会福祉室
財	三重県社会福祉事業職員共済会	津市桜橋二丁目131 059-226-1130	S40. 3. 9	理事長 高山 宗學	社会福祉室
財	三重県老人クラブ連合会	津市桜橋二丁目131 059-227-1621	S43. 11. 28	会長 山川 和男	社会福祉室
財	三重県知的障害者育成会	津市阿漕町津興205-2 059-225-3930	S47. 5. 27	理事長 高鶴 かほる	社会福祉室
財	三重ボランティア基金	津市桜橋二丁目131 059-227-9994	S57. 6. 1	理事長 野呂 昭彦	社会福祉室
財	岡三加藤文化振興財団	津市中河原454-1 059-223-1513	S63. 4. 4	理事長 加藤 精一	社会福祉室
財	くわしん福祉文化協力基金	桑名市大央町20 0594-24-2558	H8. 1. 22	理事長 木村 功	社会福祉室 (教育総務室)



所管部 健康福祉部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
財	三重県遺族会	津市広明町367 059-225-2073	S52. 2. 21	会長 斎藤 十朗	社会福祉室
財	吉田福祉基金	多気郡多気町大字四疋田588番5 0598-38-3122	H7. 6. 8	理事長 吉田 逸郎	長寿社会室
財	三重キリスト教青年会	四日市市西新地13-13 059-353-3741	S58. 4. 1	理事長 塚本 浩巳	長寿社会室 (教育総務室)
社	三重断酒新生会	津市大字藤方字上り坂218 059-225-6429	S49. 12. 24	会長 畑 稔	障害福祉室
社	三重県身体障害者福祉連合会	津市一身田大古曾670-2 059-232-6803	S54. 9. 10	会長 山本 征雄	障害福祉室
社	三重県聴覚障害者協会	津市桜橋二丁目131 059-229-8540	H3. 4. 1	会長 大屋 隆	障害福祉室
財	三重子どもわかもの育成財団	松阪市立野町1291 0598-23-7735	H元. 2. 1	理事長 竹林 武一	子ども未来室
財	三重県母子寡婦福祉連合会	津市桜橋二丁目131 059-228-6298	S36. 7. 25	会長 山口 ふさ	子ども家庭室

所管部 環境森林部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
財	三重県環境保全事業団	津市河芸町大字上野3258 059-245-7505	S52. 9. 1	理事長 油家 正	環境森林総務室、 廃棄物対策室
社	三重県産業廃棄物協会	四日市市蕪の森1丁目2-19 マルキビル5F 059-351-8488	H4. 1. 24	会長 木村 亮一	廃棄物対策室
社	三重県水質保全協会	津市栄町3-119 059-226-2058	S60. 6. 14	会長 宝門 孝雄	水質改善室
社	三重県ビルメンテナンス協会	津市丸之内24-16 059-225-6898	S59. 8. 1	会長 赤塚 高之	水質改善室
財	一志町ふれあいの森林狼谷協会	津市一志町田尻595-13 059-293-5000	H1. 1. 20	理事長 青木 克己	森林・林業経営室
財	奥伊勢振興公社	度会郡大紀町滝原870-37 0598-86-3229	H5. 3. 25	理事長 柏木 廣文	森林・林業経営室
財	尾鷲みどりの協会	尾鷲市大字南浦新田奥大台櫃1831 0597-23-1711	H8. 3. 27	理事長 土井 八郎兵衛	森林・林業経営室
財	賀田山林協会	尾鷲市賀田町526-1 0597-27-2650	S40. 5. 11	理事長 榎本 登志彦	森林・林業経営室
財	ほくせいふれあい財団	いなべ市北勢町大字新町614 0594-72-8300	H15. 2. 19	理事長 日沖 靖	森林・林業経営室
社	三重県森林協会	津市桜橋1-104 059-228-0924	S52. 9. 1	会長 柏木 廣文	森林保全室
財	伊勢志摩国立公園協会	鳥羽市鳥羽1-2383-22 0599-25-2358	S22. 8. 7	会長 山本 教和	自然環境室
社	三重県猟友会	津市桜橋1-104 059-228-0923	S39. 11. 11	会長 中瀬古 太輔	自然環境室
社	大杉谷登山センター	多気郡大台町大杉140-40 0598-78-3338	S57. 12. 1	会長 小山 巧	自然環境室
社	三重県緑化推進協会	津市桜橋1-104 059-224-9100	S60. 10. 2	会長 川喜田 久	自然環境室

所管部 農水商工部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	桑名青年会議所	桑名市中央町4丁目25 三重県鋳物卸協同組合ビル2F 0594-22-8721	S49. 12. 6	理事長 山王 康正	農水商工総務室
社	四日市青年会議所	四日市市諏訪町3-16 059-351-2544	S51. 12. 9	理事長 児玉 光輝	農水商工総務室
社	鈴鹿青年会議所	鈴鹿市末広東6-26 059-382-6288	S46. 11. 30	理事長 伊藤 洋一	農水商工総務室
社	亀山青年会議所	亀山市東御幸町39-8 0595-83-0881	S46. 11. 20	理事長 井上 武	農水商工総務室
社	津青年会議所	津市丸之内29-14 059-227-3806	S52. 12. 2	理事長 原田 浩伸	農水商工総務室
社	久居青年会議所	津市久居本町1347-1 059-256-0123	S53. 3. 8	理事長 前田 則生	農水商工総務室
社	松阪青年会議所	松阪市若葉町161-2 0598-51-8783	S50. 10. 6	理事長 田替藤 健二	農水商工総務室
社	伊勢青年会議所	伊勢市一之木2-3-11 0596-28-9687	S49. 11. 7	理事長 玉田 昇	農水商工総務室
社	鳥羽青年会議所	鳥羽市大明東町1-7 0599-25-4736	S49. 6. 18	理事長 小田 徳彦	農水商工総務室
社	上野青年会議所	伊賀市上野丸之内37-2 0595-23-0943	S53. 3. 7	理事長 谷 武尚	農水商工総務室
社	名張青年会議所	名張市南町822-2 0595-63-1616	S49. 12. 3	理事長 上杉 勉	農水商工総務室
社	尾鷲青年会議所	尾鷲市朝日町14-45 0597-22-3539	S54. 12. 22	理事長 松場 豊和	農水商工総務室
社	熊野青年会議所	熊野市木本町171 0597-89-3435	S58. 8. 26	理事長 三角田 誠悟	農水商工総務室
社	三重県サッシ協会	津市栄町1丁目892番地 059-228-9551	S59. 12. 14	会長 村木 正二	農水商工総務室
社	泊溜池保存会	四日市市泊町12番5号 059-346-4682	S41. 10. 13	理事長 中村 公一	農水商工総務室
財	松阪スポーツ振興研修センター	松阪市春日町3-1 0598-26-3000	H3. 7. 22	理事長 下村 猛	農水商工総務室
財	三重県産業支援センター	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル内 059-228-3321	S42. 8. 31	理事長 石垣 英一	商工振興室
財	日本万国博オーストラリア記念館	四日市市大字羽津甲5169 059-332-2357	S46. 3. 17	理事長 宮田 昌一	商工振興室
財	三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市安島1丁目3-18 059-353-8100	S60. 10. 28	理事長 早川 勝彦	商工振興室
財	伊勢伝統工芸保存協会	伊勢市岩淵1丁目7-17 0596-28-1551	S50. 2. 13	会長 牧戸 福嗣	科学技術・地域資源室

所管部 農水商工部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県農協信用保証センター	津市広明町122-1 059-229-9055	S50. 6. 23	会長理事 田中 利宣	担い手室
社	大山田農林業公社	伊賀市平田103 0595-47-0151	H7. 2. 28	会長 内保 博仁	担い手室
財	三重県農林水産支援センター	津市久居明神町2501-1 059-259-0850	S36. 5. 18	理事長 中西 正明	担い手室
財	紀和町ふるさと公社	熊野市紀和町板屋78 05979-7-0640	H5. 4. 1	理事長 下川 勝三	農山漁村室
社	三重県獣医師会	津市丸之内24番16号 タカノビル4階 059-226-3215	S24. 6. 23	会長 三野 營治郎	農水産物安全室
社	三重県配合飼料価格安定基金協会	津市栄町2丁目211 鈴木ビル内 059-225-4526	S50. 6. 6	理事長 野島 照行	農水産物安全室
社	三重県植物防疫協会	松阪市嬉野川北町530 0598-42-4349	H6. 8. 23	会長 西場 信行	農水産物安全室
社	三重県農協会館	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9225	S37. 12. 28	理事長 田中 利宣	農畜産室
社	四日市農協会館	四日市市浜田町4-20 059-351-3284	S46. 4. 5	理事長 寺尾 正	農畜産室
社	三重県畜産協会	津市桜橋2丁目134 三重県桜橋会館内 059-213-7512	S31. 1. 30	会長理事 田中 利宣	農畜産室
社	三重県青果物価格安定基金協会	津市栄町1丁目960 J A 三重ビル内 059-229-9124	S46. 2. 14	会長理事 田中 利宣	農畜産室
財	東海水産科学協会	鳥羽市浦村町大吉1731-68 0599-32-6006	S28. 4. 2	理事長 石原 義剛	水産資源室
財	三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1205	S46. 3. 29	理事長 岩城 健	水産資源室
財	三重県漁業操業安全協会	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1205	S48. 12. 27	理事長 宮原 九一	水産資源室
財	三重県水産振興事業団	津市広明町323-1 三重県水産会館内 059-228-1291	S53. 9. 30	理事長 岩城 健	水産資源室
財	紀和町観光開発公社	熊野市紀和町小川口158 05979-7-1180	S59. 11. 9	理事長 下川 勝三	観光・交流室
社	伊勢市観光協会	伊勢市本町14-6 0596-28-3705	H4. 4. 14	会長 牧戸 福司	観光・交流室
社	伊賀上野観光協会	伊賀市上野丸之内122-4 0595-26-7788	H13. 6. 29	会長 廣澤 浩一	観光・交流室
社	名張市観光協会	名張市平尾3225-10 0595-63-9087	H17. 3. 25	会長 玉置 英治	観光・交流室
社	伊勢志摩観光コンベンション機構	伊勢市二見町茶屋420-1 0596-44-0800	H18. 4. 1	会長 森下 隆生	観光・交流室

所管部 県土整備部

種別	名 称	主たる事務所の所在地・電話番号	設立年月日	代表者職名・氏名	所管室（共管室）
社	三重県建設業協会	津市桜橋2丁目177-2 059-224-4116	S36. 4. 1	会長 田村 憲司	県土整備総務室
社	三重県建築士会	津市桜橋2丁目177-2 建設産業会館3階 059-226-0109	S36. 5. 24	会長 瀬河 英雄	県土整備総務室
社	三重県宅地建物取引業協会	津市上浜町1丁目6-1 059-227-5018	S42. 9. 23	会長 山村 賢司	県土整備総務室
財	三重県建設技術センター	津市島崎町56 059-229-5603	S44. 4. 1	理事長 松井 明	県土整備総務室
社	三重県測量設計業協会	津市栗真中山町字小八丁子158-1 059-232-1672	S45. 9. 21	会長 勝眞 宏	県土整備総務室
社	三重県管工事工業協会	津市高洲町13-34 059-228-6130	S50. 3. 17	理事長 藤原 和夫	県土整備総務室
社	三重県造園建設業協会	津市桜橋2丁目177-2 建設産業会館3階 059-225-4646	S50. 6. 28	会長 中川 武彦	県土整備総務室
社	三重電業協会	四日市市元新町4-7 059-353-7065	S51. 5. 1	会長 小林 秀男	県土整備総務室
社	三重県建築士事務所協会	津市東古河町8番17号 システックビル4階 059-226-4416	S58. 4. 1	会長 田端 隆	県土整備総務室
社	三重県建設塗装業協会	津市上浜町4丁目24 059-225-4505	S60. 10. 22	会長 草川 俊一	県土整備総務室
財	三重県下水道公社	三重郡川越町大字亀崎新田80-2 059-365-3181	S62. 7. 1	理事長 田岡 光生	県土整備総務室
社	三重県建設資材試験センター	津市雲出長常町字中浜垣内1095番地 059-271-5755	H20. 2. 18	理事長 谷川 恭雄	県土整備総務室

## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の所在地	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	所管室 (共管室)
財	靄溪奨学会	鳥羽市 鳥羽1-10-45	S19. 3. 10	理事長 門野 進一	教育総務室
社	赤滝報徳社	多気郡大台町 大字清滝167	S30. 2. 22	理事社長 小掠 悟	教育総務室
財	アテネ会館	桑名市 大字桑名字棚田286-1	S41. 12. 27	理事長 内藤 恵介	教育総務室
社	天ヶ瀬報徳社	多気郡大台町 天ヶ瀬132	S30. 2. 22	理事社長 田村 征喜	教育総務室
財	伊賀文化産業協会	伊賀市 上野丸之内106	S11. 8. 8	会長理事 今岡 睦之	教育総務室
財	伊勢市民俗行事保存会	伊勢市 岩淵1丁目7-17	S49. 4. 1	理事長 奥野 勇	教育総務室
社	伊勢神宮カケチカラ会	伊勢市 宇治浦田2-2-6	S26. 6. 30	会長 藤波 俊也	教育総務室
財	伊勢湾海洋スポーツセンター	津市 津興港中道北官370	S45. 9. 17	理事長 松田 直久	教育総務室
財	伊賀市文化都市協会	伊賀市 西明寺3240-2	H9. 5. 19	理事長 内保 博仁	教育総務室 (文化振興室)
社	江馬報徳社	多気郡大台町 江馬414-1	S30. 2. 22	理事社長 鳥本 朔生	教育総務室
財	大井松華会	鈴鹿市 白子本町8-18	S20. 10. 12	会長 鈴木 治徳	教育総務室
財	岡田文化財団	三重郡菰野町 大羽根園松ヶ枝町21-6	S55. 2. 8	理事長 岡田 卓也	教育総務室
財	覺真教育振興財団	伊勢市 本町7-5	H3. 8. 5	理事長 覺田 嘉榮	教育総務室
社	上真手報徳社	多気郡大台町 上真手	S30. 2. 22	理事社長 小田 繁男	教育総務室
社	亀山古武道保存振興会	亀山市 本丸町573	S60. 10. 30	理事長 仲野 洋	教育総務室
財	亀山市地域社会振興会	亀山市 東御幸町63	S51. 9. 28	理事長 岸 英毅	教育総務室
財	粥見教育振興会	松阪市飯南町 粥見3950	S35. 9. 27	理事長 山本 亮二	教育総務室
社	川北報徳共同社	松阪市嬉野町 川北1364	M44. 5. 20	理事社長 前田 博	教育総務室

## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の所在地	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	所管室 (共管室)
財	ぎょれん育英会	津市 広明町323-1	S46. 3. 27	理事長 岩城 健	教育総務室
財	国史跡齋宮跡保存協会	多気郡明和町 馬之上945	H1. 7. 1	理事長 中山 正美	教育総務室 (文化振興室)
社	熊内報徳社	多気郡大台町 熊内159	S30. 2. 22	理事社長 岡村 峰男	教育総務室
社	栗谷報徳社	多気郡大台町 栗谷211	S30. 2. 22	理事社長 東谷 征幸	教育総務室
財	くわしん福祉文化協力基金	桑名市 大央町20番地	H8. 1. 22	理事長 木村 功	教育総務室 (社会福祉室)
財	桑名市文化・スポーツ振興公社	桑名市 中央町三丁目20番地	H6. 4. 1	理事長 水谷 元	教育総務室
社	小切畑報徳社	多気郡大台町 小切畑389	S30. 2. 22	理事社長 水谷 義文	教育総務室
財	古和浦公民館	度会郡南伊勢町 古和浦147-22	S23. 6. 30	理事長 上村 辰也	教育総務室
社	神津佐報徳社	度会郡南伊勢町 神津佐515番地	M43. 2. 18	理事長 向井 正和	教育総務室
財	三銀熊野育英会	熊野市 木本町475	S43. 2. 23	理事長 谷川 憲三	教育総務室
財	三泗教育会館	四日市市 西伊倉町2-8	S42. 3. 4	理事長 川本 一道	教育総務室
財	四高会	四日市市 富田4-1-43	S44. 12. 27	会長 熊澤 誠一郎	教育総務室
財	泗商学園会	四日市市 尾平町2705	S32. 8. 13	理事長 片山 茂則	教育総務室
社	下真手報徳社	多気郡大台町 下真手435-2	S30. 2. 2	理事社長 喜多 良之	教育総務室
社	清水報徳社	多気郡大台町 清水884	S30. 2. 22	理事社長 左近 幸男	教育総務室
財	神武参剣道場	志摩市磯部町 上之郷上ノ里375-1	S56. 6. 29	理事長 山路 太一	教育総務室
社	菅木屋報徳社	多気郡大台町 菅木屋203	S30. 2. 22	理事社長 前田 悟	教育総務室
財	鈴屋遺蹟保存会	松阪市 殿町1536-7	S17. 3. 10	理事長 下村 猛	教育総務室

## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の 所在地	設 立 年月日	代表者 職名・氏名	所管室 (共管室)
財	石水会館	津市 丸之内9-18	S5. 6. 28	理事長 飯田 俊司	教育総務室
社	菌報徳社	多気郡大台町 菌390-4	S30. 2. 22	理事社長 橋本 和之	教育総務室
財	大得寺維持会	度会郡玉城町 田丸149	T12. 2. 14	理事 教来石 信雄	教育総務室
財	大日本みそぎ会	伊勢市 岩淵1-2-33	S14. 12. 27	理事長 林 敏彦	教育総務室
財	高田青少年育成会	津市 一身田町2819	S46. 9. 3	会長 真置 和徳	教育総務室
財	多度青少年会館	桑名市多度町 多度1681	S53. 7. 20	理事長 蒔田 誠昭	教育総務室
財	澄懐堂	四日市市 鶴の森1-1-19	S61. 4. 8	理事長 森口 隆	教育総務室
財	津市社会教育振興会	津市神戸 字小世古1680-1	S54. 8. 25	理事長 岡 光洋	教育総務室
財	津徳本会	津市 大谷町1番地	S29. 3. 30	理事長 常磐井 慈裕	教育総務室
社	通町月中会	伊勢市 通町1339	S46. 12. 22	理事長 北村 裕	教育総務室
財	特殊教育振興財団居仁会	四日市市 日永5039	S54. 12. 24	理事長 藤田 香都	教育総務室
財	鳥羽市武道振興会	鳥羽市 大明東町1-6	S52. 12. 22	会長 斉藤 陽二	教育総務室
社	夏草報徳社	志摩市磯部町 山原794	M43. 1. 26	理事社長 羽根 久雄	教育総務室
財	名張市社会教育振興会	名張市 松崎町1325-1	S56. 8. 31	理事長 森本 孝子	教育総務室
財	白寿会	四日市市楠町 大字北五味塚1750	S56. 4. 24	理事長 倉田 澄子	教育総務室
財	芭蕉翁顕彰会	伊賀市上野 丸之内117-13	S30. 10. 5	会長 森下 達也	教育総務室
社	東大淀報徳社	伊勢市 東大淀町264	T2. 1. 28	理事社長 森 暉	教育総務室
財	戊申相互会	松阪市 駅部田町1427	S6. 4. 25	理事長 三宅 幸吉	教育総務室



## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の所在地	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	所管室 (共管室)
社	本田木屋報徳社	多気郡大台町 本田木屋116	S30. 2. 22	理事社長 小椋 友行	教育総務室
財	前田教育会	伊賀市 大谷670番地	H1. 3. 23	理事長 前田 俊二	教育総務室
財	松阪徳義社	松阪市 殿町1274	M33. 6. 13	理事長 山本 壽	教育総務室
財	三重県学校給食会	津市 栄町1-891	S31. 12. 1	理事長 御村 精治	教育総務室
財	三重県学校保健会	津市 広明町13	S38. 8. 19	会長 加藤 正彦	教育総務室
財	三重県韓国人教育会	津市 西丸之内24-33	S57. 4. 9	理事長 姜 億造	教育総務室
財	三重県教育弘済会	津市 桜橋2丁目142	H1. 12. 20	理事長 戸上 臣吾	教育総務室
財	三重県教育文化会館	津市 桜橋2丁目142	H39. 6. 24	理事長 細井 篤志	教育総務室
財	三重キリスト教育年会	四日市市 西新地13-13	S58. 4. 1	理事長 塚本 浩巳	教育総務室 (社会福祉室)
社	三重県航空協会	伊勢市 東大淀町750	S48. 7. 12	会長 岡井 紀道	教育総務室
財	三重県公立学校職員互助会	津市 栄町1-891	S44. 10. 4	理事長 伊藤 博和	教育総務室
財	三重県体育協会	鈴鹿市 御菌町1669	S46. 2. 12	理事長 田中 敏夫	教育総務室
財	三重県退職教職員互助会	津市 桜橋2-142	S48. 2. 2	理事長 細井 篤志	教育総務室
財	三重県武道振興会	津市 栗真中山町一色816-6	S52. 8. 15	理事長 石井 三好	教育総務室
財	三重県文化振興事業団	津市 一身田 上津部田1234	H4. 3. 25	理事長 武村 泰男	教育総務室 (文化振興室)
財	三重県立美術館協力会	津市 大谷町11 三重県立美術館内	S58. 3. 26	理事長 谷川 憲三	教育総務室 (文化振興室)
社	三重県レクリエーション協会	津市 島崎町3-1 三重県島崎会館2階	H16. 3. 31	会長 大川 吉崇	教育総務室
財	三重同工会	松阪市 殿町1242	S37. 3. 31	理事長 三好 孝	教育総務室

## 教育委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の 所 在 地	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	所 管 室 ( 共 管 室 )
社	茂原報徳社	多気郡大台町 茂原262	S30. 2. 22	理事社長 橋本 卓也	教育総務室
財	諸戸育英会	桑名市 桑名663	T7. 12. 19	理事長 諸戸 正和	教育総務室
財	諸戸会	桑名市 太一丸18	H14. 3. 14	理事長 諸戸 精孝	教育総務室
財	四日市市学校給食協会	四日市市 昌栄町21-10	S35. 7. 7	理事長 加藤 和則	教育総務室
社	元気クラブいなべ	いなべ市 藤原町川合790	H17. 2. 2	会長 辻 忠樹	教育総務室
社	三重県人権教育研究協議会	津市一身田大古曾693番地 1 三重県人権センター内	H17. 2. 14	理事長 福井 照真	教育総務室
社	三重県サッカー協会	鈴鹿市 算所五丁目22番18号	H17. 3. 18	会長 吉森 茂雄	教育総務室

公安委員会所管公益法人一覧表

種別	名 称	主たる事務所の所在地等 (電 話 番 号)	設 立 年 月 日	代 表 者 職 名 ・ 氏 名	所管する部課	
社	みえ犯罪 被害者総 合支援セ ンター	津市栄町1-891 (059-213-8211)	H18. 3. 29	理事長 齋藤 彰一	警務部	広聴広報課
財	三重県警 察職員互 助会	津市栄町1-100 (059-222-0110)	S47. 8. 1	理事長 入谷 誠	警務部	厚 生 課
社	三重県防 犯協会連 合会	津市栄町1-100 (059-225-4333)	S61. 2. 26	会 長 今岡 睦之	生活 安全部	生活安全 企 画 課
社	三重県警 備業協会	津市栄町2-18-2 (059-223-1094)	S63. 4. 30	会 長 森下 育	生活 安全部	生活安全 企 画 課
財	暴力追放 三重県民 センター	津市栄町3-222 ソシアビル5F (059-229-2140)	H4. 3. 31	理事長 渡部 邦夫	刑事部	組織犯罪 対 策 課
財	三重県交 通安全協 会	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎内 (059-228-9636)	S31. 6. 25	会 長 岩見 道生	交通部	交通企画課
社	三重県安 全運転管 理協議会	津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8628)	S54. 12. 1	会 長 永井 啓式	交通部	交通企画課
社	三重県自 家用自動 車協会	津市雲出長常町字六の割 1190-1 (059-234-8626)	S38. 7. 15	会 長 永井 啓式	交通部	交通規制課
社	三重県指 定自動車 教習所協 会	津市垂水2566 三重県運転免許センター内 (059-223-3030)	S59. 5. 17	会 長 中島 滋泰	交通部	運転免許 センター

## 公益信託一覧表

所管部局	名 称	委託者	受託者	引受許可 年月日	信託目的
生活・文化部	鈴鹿市交通遺児育成援助基金	北川 和彦	中央三井信託銀行 ㈱	H2. 6. 20	奨学金支給 (就職進学支度金支給)
生活・文化部	四日市市民活動ファンド	四日市NPOひろば 四日市市	中央三井信託銀行 ㈱	H12. 6. 29	市民活動育成
教育委員会	ジャスミン高齢者教育振興基金	賀川 ヒサ子	三菱UFJ信託銀行 ㈱	S60. 10. 24	教育振興

平成20年度三重県公益法人等年次報告  
平成20年9月発行  
三重県総務部法務・文書室  
〒514-8570 津市広明町13番地  
電話 059-224-2163